

JICA 環境社会配慮ガイドライン第10回フォローアップ委員会

日時 平成16年6月22日(月) 午後14時30分開会

場所 国際協力総合研修所 400会議室

◇出席委員 (敬称省略)

共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	吉田 恒昭	東京大学新領域研究科国際環境協力コース教授
共同議長／委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
共同議長／委員	作本 直行	アジア経済研究所開発研究センター次長・法制度 研究グループ長
委員(代理人出席)	高梨 寿	社団法人海外コンサルティング企業協会
委員(代理人出席)	斉藤 貢	社団法人海外環境協力センター
委員(代理人出席)	前田 茂	農林水産省大臣官房国際部海外技術協力室
委員(代理人出席)	岩田 寛治	経済産業省貿易経済協力局技術協力課
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	独立行政法人国際協力機構国際協力専門員
	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構企画・調整部次長 兼 環境社会配慮審査室長
	上條 哲也	独立行政法人国際協力機構企画・調整部 環境社会配慮審査室チーム長

◇欠席委員

委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課長
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員	沼田 幹夫	外務省経済協力局技術協力課長

注) 委員以外の発言者

武井 耕一 (JICA 総務部法務チーム長)

不破 雅実 (JICA 社会開発部調査役)

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

○ **原科共同議長** それでは2時半になりましたので、予定時間ということで開始いたします。今日は順番で原科が議長役を担当します。

まず、お手元に資料がありますように、今日は異議申し立て制度について、それから、二つめに環境社会配慮審査会選考委員会の設置について相談したいと思います。

まず異議申し立て制度についてです。めくっていただくと資料がありますが、前回は異議申し立て制度の議論のポイントということで2ページめの途中まで進んでいたと思います。特に6番の「対象案件」、7番の「申立人の要件」、8番の「異議申し立て期間」のところまで行きました。その間、この資料は少し直ったと思います。どのように直したか、事務局お願いします。

○ **事務局 上條哲也（以下 上條）** JICAの上條です。それでは、資料のご説明をさせていただきます。

前回異議申し立てのポイントの議論をさせていただきまして、6の「対象案件」のところの表現については、おおよそこういう表現でいだろうという理解が得られたと判断しまして、そのように直しました。その直した部分が下線の引いてあるところでして、「重大な被害が現実^に生じている又は将来発生する」と直しました。

7番の「申立人の要件」と8番の「申し立ての期間」は、いろいろと議論があつて、文章について検討しますと言って終わりにしたわけなのですが、そのあと JICA の内部で、今日の資料として文章を修正したほうがいいのか、しないほうがいいのかという打ち合わせをしました。結論から言いますと、今日お手元の資料では7番、8番は特に修正はしていません。

7番については、前回いろいろと議論した中で幾つかの質問がありまして、その質問を検討して、必要であれば直しますということでした。前回ご質問として、「当該国の2人以上の住民」と書いてありますが、「当該国」というのがそこに住んでいるかたということなのか、それとも国籍まで限定するのか、どちらなのでしょうかとということがありました。JICAの中で検討した限りでは、今私どもで考えていますのは、そこに住んでいらっしゃるかた。だから、別に国籍については言及しない。事実として別の国籍のかたがいらっしゃることもあるかもしれませんが、特に国籍で限定するつもりはないということです。ですから、特に修正する必要もないだろうと今のところ考えています。

また、申立人の要件のところでご質問がありまして、自然環境の被害というのでしょうか、ロスというのでしょうか、自然環境の被害が生じて、そこで住民のかたが特に関与していないような場合はどうなのか。自然環境のみの被害の場合、それは異議申し立ての対象となるのかというご質問がありました。それに対しては、現在私どものほうで考えていますのは、特に被害を受けたかたとか、また、将来被害を受ける蓋然性が高いという住民のかたがいない場合は、自然環境への影響のみが生ずるのだという申し立てに対しては、この制度の中では異議申し立てとしては対応できないのではないかと。もちろん自然環境が大きな被害を生じるということは避けるべきだとは思いますが、この異議申し立て制度

の中では、もし一切関与する住民のかたがいないということであれば、異議申し立てとしては成り立たないのではないかと考えています。

そのことも踏まえて7番をどうしようかと考えたのですが、今ご説明したようなことを特に追加なり修正なりしなくてもいいのではないかと判断しています。その結果、特に7番は変えていません。

あと8番の「異議申し立て期間」のことですが、前回いろいろと議論がありまして、私どもの理解としましては、協力期間を越えた部分を異議申し立て制度の枠の中で扱うのか、それとも枠の外で扱うのか。枠の外でもし扱うとしても、その枠の外で扱うということ、なお書きなどで言及したほうがいいのではないかとのご意見がありました。

そのご意見を踏まえて検討したのですが、まず、協力期間を越えた場合、今回の制度の中で扱うのか、外で扱うのかということだと思いますと、この異議申し立て制度の中では扱いません。外で扱います。外で扱う場合、なお書きとして書くか、書かないかということも内部で議論したのですが、これは制度のことを記載する紙ですので、制度の外のことに関しては書かないほうが適当であるという判断をしました。その結果、今この中では特に修正してありません。

以上が前回の議論を踏まえまして JICA の内部で検討した結果です。その結果を踏まえまして、今回の資料を作らせていただきました。

あと英語なのですが、6番の「蓋然性」のところで、これが‘be likely to’なのかどうなのかというご指摘がありました。私どもは、前は英語の表現まで検討していなかったものですからペンディングしていたのですが、結論から言いますと、「蓋然性」については‘be likely to’という表現にしたいと思っています。それはもちろん世界銀行ですとか JBIC の事例も確認しました。文章はまるっきり同じというわけではなくて、そもそも文章は違うのですが、「蓋然性」というところは‘be likely to’という表現をしていましたので、私どもも英語にする場合は‘be likely to’という表現にしたいと思っています。以上です。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。以上のことに対しまして何かご意見、ご質問はありますか。松本悟委員、どうぞ。
- **松本悟委員** 「当該国」というのは、ここでいうとどういうことになるのかちょっとクリアにしたいのですが、つまり JICA として協力事業を対象としている国という意味かどうかを確認したいのです。
- **上條** それは今、松本さんがおっしゃったとおりで、JICA が協力を行っているその国のことです。ですから、その協力の対象となっている国です。
- **松本悟委員** そうすると、前回質問をさせていただいたときに越境の問題を出させていただいたのですが、特に国境近くで何か行方、あるいは国際河川の上流・下流の関係とか、そういう状態にある場合でも、国境を越えた場合はその国からの申し立てについては受理しないという理解なのか。つまり、ガイドライン上は越境の問題についても触れているにもかかわらず、越境した影響については異議申し立ての対象にしないということはどうな

のかと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

- **上條** もう一回明確にしたいだけなのですが、越境した影響については問題にしないかどうかということは、この当該国の住民ということと何か関係があるのでしょうか。
- **松本悟委員** これは前回の続きですが、例えば国際河川、ベトナム側からカンボジアに流れてくる川があって、そのカンボジア国境付近のベトナムで開発計画を立てる場合、当然その下流であるカンボジアにも影響が想定されるわけです。恐らく協力事業としてはベトナム政府と日本政府がやるという形になると思います。しかし、影響範囲としてはどう見てもカンボジアのベトナム国境寄りにも影響が考えられる。こういう場合、先ほどの整理によると当該国というのはあくまでベトナムに限られるので、カンボジア側の住民が、この調査にはカンボジアへの影響が含まれていないので含めるべきではないかと申し立てた場合、JICAとして基本的にガイドイラン上は対応することになると思うのですが、異議申し立ての枠の中では対応しないのかどうかというところですが。

○ **原科共同議長** では、富本委員。

- **富本** まだ十分整理されていないかもしれませんので、ご意見に対して十分なお説明ができるかどうか分かりませんが。異議申し立てについては、まさに当該国の住民で直接的な被害を受けている、あるいは将来被害が発生すると考えられる人ということを異議申し立ての対象にしています。一方、環境社会配慮ガイドラインの思想につきましては、今おっしゃったとおり、必ずしも一国の協力関係では解決できない部分があるだろう。そこは非常に難しい問題だと思うのです。現実には日本のODA、ないしは特にJICAの事業については、一国一国対、あるいは特に政府、そこと協力の約束事をして実施をするという場合が多いので、そこに制約される部分がかかなりあるのではないかと。

もしそういう国際河川とか、地域的に広がりを持つような案件であれば、複数国と協力関係を結んでやらなければならない場合もあるかもしれない。そういう前提であれば、複数国の住民からいろいろ異議申し立てがあれば受け付けることができるでしょうけれども、現時点ではそういうことがなかなか想定しにくい。そういう案件もありますが、複数国との間での約束事を取り決めるということはなかなか難しい状況でもありますので、今のところは個別の国とやっている場合が多いということを前提にしています。

そこは環境社会配慮ガイドラインの中では議論がありましたが、異議申し立てについては、今のところそういう当該国だけにしておいていただいて、もし非常に大きな問題が将来生じるようであれば、それはまた数年たったあとに対応を考えるということだと思えますが、いかがでしょうか。

- **松本悟委員** 恐らくは、見直しの中でももしそういう案件が出てきた場合に対応するのは現実的なものかもしれない。ただ、もう一つぜひ考慮していただきたいのは、やはり国境を越えて影響が出そうだとあらかじめ想定されるような開発調査なりプロジェクトの場合は、何とか複数国をステークホルダーにするようなプロセスを経てくださいによって、ここには書いてなくても、当該国に影響を受ける国も入ることになると思います。そこについてはぜひそのプロジェクトの準備段階、プロジェクトの段階で当該国

というのを少し広めにとって、国際約束の中に何とか入れるような工夫をしていただくと
いうのはお願いしたいところです。

- **富本** そういう意味では、直接的な環境影響というよりも、実は国際河川、あるいは国際的な道路については JICA も幾つかの開発調査をした経験がありまして、そういった場合には当然上流域・下流域の国に対する意見聴取も行った例もあるように思います。私も実際にやっておりました東欧地域、あるいはバルカン地域では、これは環境というよりも交通体系ですが、近隣国民とのステークホルダー協議なり、あるいは近隣国の政府の意見を聞くということはやりました。それから、幾つかセミナーを持って、そういうところの代表に参加してもらったという経験があります。

国際河川の場合は、多くの場合は地域の国際機関や何かが相当関与して、いろいろなご意見も持っています。そういったところとももちろん協議をしながら、全体協力の中で幾つか個別の国の中のプロジェクトを位置づけていかなければ、ご指摘のような上流・下流域の間で問題が起こるということは、これまでの経験でもありますので、そういったところを充実させていくということではないかと思えます。以上です。

- **原科共同議長** 田中研一委員、どうぞ。
- **田中研一委員** 今の点につきまして補足の説明をさせていただきます。メコン川につきまして、タイの北部でウオーター・ダイバージョン、導水計画がありました当時、調査地点がメコン川の支流でしたので、その支流での調査を本流との関係を考えながら調査してもいいのだろうかということを経験のメコン川委員会のほうにご意見をお聞きしました。基本的には、調査はやってもいいのではないかと。ただ、事業実施についてはまた別の問題ですというようなご回答を頂いたことがありました。

この議論につきましては、異議申し立てのところ議論するというよりも、むしろせつかく環境審査会もできますし、そういった場所で広域にまたがる件については、特にカテゴリ A に当たる案件については審査会の場できちんとした議論をすることのほうが大事ではないかと思えます。

- **原科共同議長** 不破さん。
- **不破** 不破と申します。私は堅苦しい法律のところから見ても、今の松本委員の発言がすごく正確な感じがしました。要するに、我々の仕事のうち大部分は国際規則に基づくので、相手がたは代表する人たち、多分主権と言ってもいいのではないかとと思うのですが、政府がその代表になることが多いと思えますが、そことやっています。ベトナムとだけそういう約束を結んだ場合、その影響を受けるカンボジア等の隣国のかたがたが何か言ってこられた場合、まずベトナム側にそれを認めてもらうということが大切なことです。

そういう意味では、国際河川のように最初からかなり影響を受けると思われる場合、もう一つの主権であるカンボジアとの調整をベトナム側にさせる。そのような枠組みを特にカテゴリ A のような案件では考慮するというのが大切なことだと思います。松本委員のおっしゃったことにつきましては、多分そのように解釈できるのかなと思いました。そういう意味では、そういう形かなと私は今のところ思います。

- **原科共同議長** ありがとうございます。作本委員、どうぞ。
- **作本共同議長** 今、松本委員から申立人の要件として、越境事例が起こった場合どうか、当該国というのは国籍かどうかという一つ重要な指摘がありました。もう一つ、これらは申立人の要件に関わる最も重要なところですが、先ほど田中委員がおっしゃられたとおり、これは詳しく本当は箇条書きにするくらいに詰めるべきところだと思うのです。
 もうひとつ文章からいうとはっきりしないところが、前半は「現実の直接的な被害を受けた者」になるわけですね。後半は、例えば被害を受けていなくてもかまわない。この被害は、発生することの直接の被害者であるかどうかはかわからないということになっているのですが、前半には「現実」で「直接」という言葉が修飾語で書いてあります。残りの、「現実」と反対のほうの、例えば「将来」という言葉と「間接的」なということが引き算すると残るのですが、これはどうも言葉が羅列されているのですが、ゆっくりまとめてみると恐らく定義されていないのではないかと思います。
 私がまず知りたいのは、今の影響損害にもありますが、被害を受けた者に限られるかどうかという視点でまず申立人を切ることが大事だと思います。直接被害を受けている人かどうか、あるいは蓋然的でもかまわないのですが、後半からはそれが読み取れないということです。あと当該国に限るということを入れてしまっているから、余計それがはっきりしないということがあるのではないかと思います。
 ですから、ここで私はどちらかという、被害を直接ないし間接的に受ける人ということがまず申立人の前提になるのではないかとということになると、「当該国」の前に点が入っているということと、「当該国」という言葉を入れたところあたりにもうすでに文章の混乱が出ているのではないかと思います。以上です。
- **原科共同議長** では、富本委員、どうぞ。
- **富本** JBICの英文を参照しますと、両方とも被害を直接現在受けている人、あるいは将来受けると想定される人と、「人」としていますね。だから、そういう意味ではこの文章も、将来発生することによって被害を受けるということになると思うのです。ちょっとそのこのところの表現ぶりを整理しなくてはいけないということだと思います。要するに、おっしゃるとおり当該者が被害を受ける、現時点ですでに受けている、それから将来受ける可能性があるという・・・。
- **作本共同議長** それでは、この「当該国」という言葉を取ってしまっても、今の松本委員の内容は反映されるような気がするのですが。
- **富本** そこはどの国の人ということをおかなくてはいけないという前提がありますので、まず協力対象国ということをお前提としています。その前の「JICAの協力事業により」ということがありますので、協力事業ということにも注目するならば、JICAが協力している当該国ということはいえるかと思います。
- **原科共同議長** ほかにありますか。松本郁子委員。
- **松本郁子委員** 異議申し立ての期間のことです。これは全く変更されないということだということなのですが、やはり JICA ができることがあるのではないかと、あるいは報告書

を出したあともある程度責任があるのではないかということは前回の会合でお話ししたと思うのです。異議申し立ての制度自体がこれしかないわけですから、ここに全く何も書かれないと、そういったものを使う人が使えないと思いますし、どういう手続きでされるのかということも全く分からないわけです。この手続きの中に何らかの形で、あるいは別の用紙でも何らかの説明を全くつけないという結論になったのは、私としては前回の議論を踏まえた形での修正とはいえないのではないかなと思っています。そのあたりをもう一度、どういう整理をされているのかご説明いただきたいのですが。

- **原科共同議長** では、今の件。先ほどありましたが、改めて、上條さん。
- **上條** 先ほどの説明とあまり変わりはないのですが、やはり異議申し立ての期間は、JICAの協力事業に反映させることが可能なところまでの期間にしよう。それを越えたものは、異議申し立てとしては受け入れないということです。私どもの案としてはそれを前提にしているわけなのです。

ただし、制度外でどうするのかということになるわけですが、それは前回富本室長から何度も繰り返し説明したとおりで、その協力期間を終えて何らかの意見を言いたいというかたがいた場合は、この異議申し立ての制度ではありませんが、JICAのほうで責任を持って対応する。そういう場合があれば今まで対応してきたのと同じように、協力期間を越えて何か意見を言いたいというかたがいた場合は、それは取り扱わないということではなくて、JICAの責任で取り扱いますということです。ただ、それが異議申し立て制度の外で扱うということであれば、異議申し立て制度を説明するこの紙の中では記載しないほうが適当ではないかというのが私どもの判断です。先ほどとあまり変わりません。

- **原科共同議長** でも、記載してもいいというような感じもしますね。どうぞ。
- **富本** 補足させていただきます。前回は4～5回繰り返しましたが、JICAも現時点でもいろいろなご意見、ご批判、あるいは建設的なご示唆を頂いています。JICAのホームページでも、そういうJICAに対するご意見についてはこういうメールアドレスですとか、必要であれば環境社会配慮ガイドラインについてのご意見はこちらへというようなコーナーを設けてもかまわないと思うのですが、要するにここで議論しているのは、JICAの協力事業によって直接被害を受けたかどうか、そういう人々が異議を申し立てるということについての議論です。ですから、ガイドラインそのものに対するご意見とか、あるいはいろいろなプロジェクトに対するご意見というものは性格が相当違うのではないかと、前回は申し上げました。

ですから、そういったものについては、期間を設けてご意見を承って、それを協力事業に反映させることが重要であるというのは、ガイドライン上もそういう思想が基本方針に流れているのではないかと考えています。

例えば環境社会配慮の基本方針のところでは、「協力事業によって相手国政府による適切な環境社会配慮の確保を支援し」というような表現もありますし、要するに我々ができる責任の中で行うということ、それに対する直接的な被害をもたらされたかたからの異議申し立てについては協力事業の期間に承るのがいちばん適切ではないかと思っています。

なお、そのあとどうするかという話ですが、確かに環境社会配慮ガイドラインの中にはフォローアップという項目がありまして、「協力事業の終了後に環境社会影響が生じたなどの指摘がされた場合」、これは今私が申し上げたいいろいろなご意見の中にも含まれることでしょうし、これは JICA がガイドラインを遵守する、あるいは不遵守したということとは別の場合でも、こういう社会影響、環境影響が生じる可能性はあるわけです。そういったものに対しましても、JICA が必要な場合は現地調査を実施するなどして問題を把握して、関係機関に提言を行い、提言内容を公開するという原則がここに書かれています。この項目を当てはめれば、今申されているような直接的な被害に対する異議と、それから一般的なご意見もすべてが対応できるのではないかと思っています。そういう意味でこの期間というものを設定したということです。何回も繰り返しているところですが、そういうことです。

○ **原科共同議長** 松本郁子委員、どうぞ。

○ **松本郁子委員** 今、富本さんもおっしゃったように、このフォローアップもガイドラインの一部なわけですね。この中で予期せぬ影響が表出したときなどの対応が例えば十分でないというのも、これは十分ガイドライン違反だと思うのです。例えば具体的にこの手続きの中で対象案件、被害が現実に生じている場合、ほとんどの調査の場合は被害が生じるのは恐らく後になるでしょうし、そういった場合の対応がきちんこの手続きの中で取られていないと、ガイドラインの遵守・不遵守の漏れに対応する制度として欠陥があると、私なんかは思うのです。それに対してはどういう対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

○ **原科共同議長** 富本委員、どうぞ。

○ **富本** やはりそこは気をつけて区分していただかなければならない部分だと思うのですが、環境社会影響が生じたというのは、ガイドラインの遵守・不遵守とは別の場合も大いにあろうかと。ガイドラインを遵守するということはどういうことかということ、調査の場合は、ガイドラインに示されているような配慮項目というものを盛り込んだ調査を行う。それから、このプロセス、特にステークホルダーとの協議、あるいは情報公開とか、そういったプロセスを踏んでやってきたかどうか。それから、もちろん審査会のいろいろなご意見も聞いたかどうかということを含めたガイドラインの遵守ということです。それが十分に守れなかったために生じる被害ということと、ガイドラインは遵守したけれども予期せぬことで起こった場合と、これは明らかに区分が違ふのだろうと。

我々が今議論している異議申し立てというのは、JICA がこのガイドラインの項目、あるいはプロセスを不遵守したために直接的に被害が起こったか、あるいは将来被害が起こるかという問題に対しての異議申し立てであり、松本郁子さんのご意見の中にはその両方が含まれているのではないかなと考えますので、そこはやはり区分して考えなければいけない。我々として責任が負える範囲、あるいは責任を持ってそれに対して対応できる範囲、つまりそれはガイドラインを遵守しなかったという指摘があったときに、それに対して協力事業、特に調査の中ではどのように対応できるのかということをやちゃんと明確にしたいうえで、それを調査であれば調査の報告書の中に反映する、あるいは調査の項目の中に反映

するという事ではないかと思えます。

かりに JICA がすべてのガイドラインを遵守したうえで、なおかつ起こったと。事業の実施中にも起こるでしょうし、あるいは完全に起こったあとにもいろいろな状況で起こるということについてまで、この異議申し立ての中で JICA がガイドラインを不遵守だったと異議申し立てをされるのはどうかということについては、慎重に議論する必要があると考えています。以上です。

- **原科共同議長** 今おっしゃった点は、最初はどちらか分からないわけですね。だから、異議申し立てを受け付けて、確認したうえで、これは遵守しなかったから生じたことなのか、遵守したけれども生じたことなのかチェックできないのです。最初の段階はどちらか明確に分からない場合があります。最初から分かっていたらそれはいいのですが、分からないから異議申し立てなのだと思います。
- **富本** 異議申し立ての手続き、ないしは要件というのは非常に重要でありまして、前日も、この異議申し立てを濫用されてしまうということも言われました。異議申立人のかたにもぜひお願いしなければならないことなのですが、やはりぜひともどういう被害を受けていて、それがどのような状況で起こっているかということぐらいについては確定していただかないと、漠然とした内容で JICA に異議申し立てられるということについては、本当に JICA が対応できるのかどうか非常に判断が難しいわけです。審議役も判断が難しいのではないかと思います。審議役は、恐らくそういう意見を受けて当該部とか JICA に対して意見を求めるのだと思いますが、そのときに、大変けしからんというだけのご意見だけで受けるのかどうかということがあります。そこはある程度、要件とか手続きといったものを明確にしませんと、濫用が起こる可能性があるのではないかと思います。
- **原科共同議長** 今、そういう濫用の段階かどうかです。どうぞ、作本委員。
- **作本共同議長** 今、実施体制の図をまた見ているのですが、異議申し立て審議役から理事長に対しての提言ということになっています。異議申し立てというのが提言なのかどうか、イコールなのかどうかということを考えていたのですが。提言という言葉を使うと、この異議申し立て制度は内部的な制度であると、組織内部のことですからそういうことにはなるのですが。

例えば今、異議申し立てで、ガイドラインに不遵守があったということは、イコール、裏返すと JICA の責任があったということを経営で提言されたこととなりますね。理事長に言われたこととなります。これが同時に裁判にかかるか、かからないかは別問題となります。先ほどの代理人を通して異議申し立てをしようが、同時に裁判に持っていきようが、それは自由なはずですが。しかし、その場合にこの文書は公表されるわけで、どういう意味合いになるのかということを見ると、やはり異議申し立て期間というのは時効ではありませんが、きちんと確定しておいて、そうでないその時期を過ぎたものについてどういう効果があるのかということについてはきちんと交通整理しておく必要があるのではないかと思います。私は、期間をいたずらに一緒にするというのはやはり手続き上大きな問題があるような気がしますが、どうでしょうか。

○ **武井** JICA 総務部の法務チームの武井と申します。今、作本委員からご指摘のあったところが、まさに JICA にとってこの異議申し立て制度をどのような目的のために作る制度にするかというところと関係しています。私どもの考え方では、ここで言っている異議申し立て制度というのは、あくまでもガイドラインの遵守を確保する手段として作っていると考えています。したがって、外部のかたから意見を受け付けて、その意見を JICA が実施している協力事業に反映することによって、その協力事業が終了するときには JICA はガイドラインを守りましたと言えるような状態に持っていくために異議申し立てを受け付けると考えています。

したがって、協力事業が終了したあとに外部のかたから意見を受け付けた場合に、もう反映すべき協力事業がありません。その場合の意見はどういう意味合いになるかという、その受けた意見を異議申し立て審議役が不遵守・遵守の判断をすることがどういう意味を持つかといいますと、結局 JICA が過去に行った事業のよしあしといいますか、評価を行うという性格になりまして、必ずしもガイドラインの遵守を確保する手段ではなくなってしまうと考えています。

この JICA が過去に行った事業のよしあしを評価するという機能を持たせた場合に、その結果が先ほど作本委員がおっしゃったように、場合によってはその判定を根拠に外部のかたが JICA の法的責任を問うということも十分考えられます。そういう場には、ここで言っている異議申し立てはしたくない。ただ、協力事業が終了したあとについても外部のかたからの意見は聞きますと。ただ、その処理については JICA の内部で真摯に検討をしたうえでしかるべき対応をすることを考えています。

したがって、先ほど松本委員がおっしゃった、フォローアップの遵守が協力期間が終わった時点でできないのではないかとするのはそのとおりなのです。しかし、私の理解ですと、このガイドラインの異議申し立て制度で見べきは、JICA の協力事業においてこのガイドラインが守られたかどうかの主であって、ガイドラインの遵守・不遵守の裁定をしたあと、JICA が取るべき対応のよしあしまでもこの異議申し立て制度の中で見るという趣旨ではないと考えています。

逆に言いますと、もし松本委員のご指摘どおり、フォローアップについても異議申し立ての対象にするということになれば、ではこの異議申し立て制度の中で適切な異議申し立ての裁定が行われたかどうか異議申し立てができるようにしろと、どんどん、もともと遵守・不遵守を見るべき対象のものから付帯した事柄についても、すべて異議申し立ての対象にすべきということになりかねないので……。あくまでもフォローアップというのは、JICA の協力事業そのものではなくて、協力事業が終わったあとに予期せぬ事態が起きた場合に JICA として事実確認をしますという趣旨を補足的に述べているにすぎません。あくまでもこのガイドラインのメインの役割は、協力事業の中にガイドラインをきっちり遵守させるということにあると考えています。

○ **原科共同議長** 遵守させる場合に、終わってからチェックして問題だったということで、次の協力事業において反映させるとか、こう見ていけばどうなのでしょうね。終わってか

らチェックできないというのは、私はよくわからないのですが。どうぞ、富本委員。

- **富本** 松本郁子委員のご意見、あるいは今の原科先生のご意見は、協力事業が終わったあとどうするかということなのですが、これも前回ご説明しましたとおり、JICAにとって相手国との間での権利義務関係といいますか、あるいは協力関係が終了していますので、JICAとしてできることとすれば、ガイドラインにもうたわれていますが、現状を調査する、把握するということです。

その場合に、どういうことを根拠にそういう協力を行うかということが非常に重要です。やはりこれが全く新しい協力事業になれば、相手国政府からの要請とか、あるいは協力をしてもらいたいというような合意が別に必要だと。もちろん関係省庁との間でそういうやり取りがあつて、しっかりと支持していただくということが重要です。新しい事業として位置づけなければならないということになりますと、今は協力事業が終わってしまつて、次の協力事業、恐らくは調査ではなくて、例えば技術協力プロジェクトということで、その国の関係省庁の能力が不十分であるということであれば、そういうところを強化するというような、新しいプロジェクトとして位置づけなくてはならない。

そういった問題について、やはり異議申し立てというよりも、先ほどちょっと上條も言いましたが、審査会のほうでぜひご議論いただけないかなと思つてしまつて……。

- **原科共同議長** いや、審査会のプロセスが終わったあと……。
- **富本** 審査会は確かに個別案件をプロセスとして見ていくのですが、幾つか重複する可能性があります。ある案件がちょうど終わりつつあるわけで、それから始まりつつある案件もありまして、幾つか錯綜する部分がありますし、全体としてある国、あるセクターに対する協力ということもご議論いただく可能性も全くないわけではない。ある案件が終わつて、次にしばらくたってから、同じ国で同じセクターに関連する案件があるというときに前の案件との関連を見るとか、そこにたまたまいろいろな問題が生じたときには次の案件に反映するように、あるいは次の調査案件だけではなくて、技術協力プロジェクトをやったらどうかというようなことについてもご議論いただくということは想定できます。そういったところで十分、協力の在り方ということをご議論していただければいいかと思つています。

これは JBIC にはありません。JICA だけの新しいシステムですし、世銀にも ADB にもない、要するにインスペクション・パネルなり異議申し立ての制度以外に、協力をいかにするかという点についてのアドバイスを頂く機関として我々は思つています。これは JICA の協力の特色として、いわば金を貸して、あとは事業をしっかりとやっているかどうかというのを見るだけではなくて、その国がしっかりと物事をやるためにはどういう能力が必要かとか、どういう制度、あるいは仕組みが必要かということも含めて協力する機関としての特徴ではないかと思つています。

例えばガイドラインを完全に遵守したけれども、その後の状況が変わつて、その結果において住民に被害が生じた。これは JICA のガイドラインの不遵守ではありませんが、結果として非常に不幸な状態が生じてしまったということであれば、新しい事業として

JICA が取り組んで、そのかたがたの状況も含めた全体の環境状況、社会状況が改善されるような方向に持っていくということはある程度可能かと思います。そういう調査だけではない技術協力も含めたプロセスを持っているということの優位性といいますか、特徴を生かした協力もできるのではないかと思います。

ですから、そこは主にガイドラインで議論しましたが、異議申し立てというのは直接的に JICA がやった責任に対して問われるのではないかと考えていますので、やはりこの辺は法律的な問題も含めて検討したうえで期間を限定していただけると、非常に我々としては仕事がやりやすくなるということです。以上です。

- **原科共同議長** ほかに。田中研一委員。
- **田中研一委員** 松本郁子委員がおっしゃった意味は、協力期間というのは JICA の仕事で、これは分かります。そのあとについて何も記載がないのはまずいというお話ですよ。別な文書でもいいから、何かその辺の文書があったほうがいいのではないかと、そのように理解したのですが、一応そういうことでしょうか。

この議論につきましては、まず JICA の協力期間というのは異議申し立て期間の中に入っていますが、JBIC の皆さんが作られた協力期間、いわゆる JICA の協力期間に当たるところは、異議申し立て自体が、JBIC が案件に対する円借款に関しましては評価を示したとき以降、その他円借款以外の業務については融資契約調印後、それぞれ貸し出しが終了するまでの期間に可能と、ここはきちんと議論しておられたのだと思います。

それから、貸し出し終了後につきましては、ガイドライン上のモニタリングを実施している期間において、JBIC のガイドライン上のモニタリング規定不遵守を指摘する異議申し立てが可能と、これは分けているわけです。

こう考えますと、前回は吉田先生から、異議申し立て制度には、これはもう協力期間を外れたらそぐわないわけですから、何か意見書みたいなものを受け付けることはできないかというご議論があったと思います。これにつきまして JICA のほうでは、すでに環境に限らず、JICA の事業については意見を受け付けることをやっていますので、それで対応できないだろうかというのが率直な答えになると思うのですが、やはりそれでは難しいとお考えですか。

- **松本郁子委員** 私はそれで問題があると思っているので、JBIC のほうでも……。私たちの NGO の主張は、モニタリングの期間というのはある程度フォローアップの期間で、その間責任を持って、JBIC が融資したものに関しては異議申し立ての受け付けの対象にしてほしいということだったのです。しかし、最終的に JBIC のほうで決められた案件というのは、モニタリングのガイドラインの規定に関するところだけは異議申し立てをきちんと受け付けましょうと。それでもそういう形で、その範囲をきちんと異議申し立ての範囲内に入れているわけです。

ところが JICA のほうは、例えばこのモニタリング、フォローアップまでガイドラインの規定の範囲ですよ。それを異議申し立ての範囲に入れたいというのは、よほど何かないと制度として欠陥があるのではないかと思います。もちろんレポートが終われば JICA

のそれ以上の役割は終わっているとおっしゃいますが、やはり JICA として、機関として作ったレポートに問題があれば、そのあとできる方法は幾つかあるというお話は前回もしていただいたと思うのです。やはりそれは機関としてきちんと適切に対応していただきたいし、できる場所はこの異議申し立ての期間に、この異議申し立ての手続きに関しては報告書がきちんと外に出るとか、プロセスが透明になるとか、いろいろな手続きが同時に決められているわけです。何かクレームが JICA に直接メールで行きましたよとか、何かあればご意見を下さいというところと全然別のプロセスを取るわけですね。そういった責任を持った対応をしていただきたい。そうしていただかないと。

例えばもう一つは、前回も申し上げた繰り返しになりますが、最終報告書に意見を反映するということです。これは本当に本当に最後の段階だと思うのですが、それが反映されていないということが明らかになるのは、最終報告書が出てからになりますね。そういった対応に対して、本当に微妙なところだと思うのですが、そういったものに対して対応できない制度であれば、異議申し立ての本当にこのガイドラインの一部しか遵守・不遵守が問えない制度ということになってしまうのではないのでしょうか。

- **原科共同議長** 武井さん、どうぞ。
- **武井** 今の、JBIC のフォローアップ期間との比較で JICA の制度が欠陥でないかというご指摘についてですが、私が理解していますのは、JBIC もそうですし、世銀も ADB もそうですが、環境に影響を与える原因となっているプロジェクトの実施主体と彼らドナーとの間に何らかの契約関係があって、それを根拠に実施主体側にこの環境影響に対する何らかの措置を取れと言える道具があるときに、彼らは異議を受け付けています。今の JBIC の例で言いますと、フォローアップ期間というのは、貸し付けは終わっているかもしれませんが、まだ償還は終わっていないわけなので、JBIC と借り手である実施主体の間には借款契約がまだあって、かりにその契約の中でこういう環境配慮をなさないと、それに違反した場合は一括償還を求めますという条項がある場合は、それを根拠に彼らにちゃんと配慮に対する措置を取れと言えるわけです。その関係があるので彼らはまた受け付けられて、その異議を協力事業に反映できる。それに対して JICA の場合は、レポートを出すプロジェクトの実施主体との関係が全く消えてしまう。そこが一つ違うと思います。
- **松本郁子委員** そうであれば、このガイドラインを遵守するためには、最終報告書を出したあとも、ガイドラインの不遵守があるという異議申し立てがあった場合は、それに対応していただくというふうに契約の中に盛り込んでいただいたら、そのあとのやりようはあるのではないのでしょうか。
- **原科共同議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本** まず、今のご意見ですね、そういう制度になっていませんし、協力期間というのはある程度2国間で定めることですから、要するにいつからいつまでを定めるのかということを決めるわけですから、調査の協力事業においては調査の報告書を提出するまでというのが一つの決まりになっています。
- **松本郁子委員** それを変えていただいたらいいのではないですか。

○ **富本** それは相手国政府を巻き込んだ議論になりますし、JICA だけの議論だけではできない、関係省庁も巻き込んだ議論になります。今議論しているのは我々の協力事業の範囲での話でありまして、これは JICA のガイドラインですから、まずは相手国政府との取り決めについては日本政府との間でやらなければいけませんから、そこを巻き込んだ議論にしなければならないということが一つです。そうすると我々だけの範囲では決められないということになります。ですから、政府を巻き込んだ議論にさせていただかなければ、これは議論になりませんということです。

それから、モニタリングとフォローアップというのは明らかに違うものです。先ほど武井さんがフォローアップという言い方をしましたが、JBICの間ではモニタリングという言葉は常に使っています。これはあくまでも協力期間中のものでありまして、少なくとも責任、あるいは権利義務関係が生じている期間であるから、これは JBIC においても協力期間として位置づけられています。協力が終わったあとではないのです。協力期間中なのです。世銀も協力期間中なのです。JICA も協力期間中であればいいのではないかと我々が主張しているのに、なぜ JICA は協力期間後もこれをやれとおっしゃるのかが分からないのです。JICA だけ特別なものを求められたと我々は思っています。JBIC も ADB も世銀も協力期間中に異議申し立てを受け付ける。それはモニタリングも含めて協力期間中なのに、JICA は調査の協力期間後も異議申し立てをさらに受け付けろとおっしゃるのはどういうことなのかが分からない。

我々は責任を持ってこのガイドラインが遵守できるようにご意見は承ります。それに基づいて、JICA の判断としていろいろなフォローアップ事業を行うという可能性は先ほどご説明申し上げていますし、ガイドライン上も「JICA は」という JICA の主語で書いています。そこに対して前回までの議論は、異議申し立て審議役がこの意見を受け取れないかというのが一つでした。協力期間中であれ、あるいは協力期間後であれ、協力期間中は異議申し立て、協力期間後は意見ということで、異議申し立て審議役が受けられないかということです。異議申し立て審議役が受けられない理由は、先ほど武井さんから説明したとおり、法律関係が生じるということが主な議論になります。

○ **原科共同議長** 今の意味で言いますと、JICA の事業の特質と JBIC は違うということが一つ大きいですね。そこで三つのスキームで分けました。3 番めの技術協力は、確かに全部担当しますのでおっしゃるとおりです。しかし、最初の二つの開発調査、無償事前調査、こういうものは次の意思決定のための情報源ですから、そういう意味でその辺は特性が違うように思います。終わったあとの品質管理みたいなもので、でき上がった成果物に対してクレームがつく可能性は十分にあると思います。だから、そうなったときに申し立てができないのは変ではないかなという感じを持ちます。確かに違います。だから、三つとも同じようにというのではなくて。そういう感じがします。松本悟委員。

○ **松本悟委員** 先ほどの松本郁子さんに投げた質問ですが、我々日本の NGO だけではなくて、アメリカやヨーロッパの NGO も今、世界銀行がディスパースメントの間しか異議申し立てを受け付けられないということに対しては何度もクレームを言っています。インスペクシ

ョン・パネルの改定があるたびに、その枠は外すべきだと、レバレッジを持ったあともあるということを主張してきていますので、我々は別に JICA にだけ言っているわけではないのです。MDBs 全部に対してもっと長くするべきだと主張しているのです、ある意味で我々は一貫して主張しているという点です。

もう一つは、今、原科先生がおっしゃったことにもちょっとつながるのですが、何がいちばん重要かということ、最終報告書にちゃんとその前に言った意見が盛り込まれたかどうかということがチェックできないというのが最大の欠陥だと思うわけです。つまり、この要件のところに書いていないから、皆さん濫用の心配をされますが、異議申し立て制度の中でいちばん濫用を防ぐためにビルトインされている仕組みは、JICA とちゃんと話をして、その話をした結果が納得いく回答でない場合にしか異議申し立てができない。これは後で異議申し立てをする場合に何を書かなければいけないかのところに書かれていますが、JICA と担当部署と協議をしなくてははいけないわけです。その協議の結果、納得がいかないということをやちゃんと説明して異議申し立てをするという、非常に高いハードルがあるわけです。

それは裏を返せば、ぎりぎりまで JICA は真摯に聞くと。なるほど、では、そういう意見は最終報告書に盛り込みますと言い続ければ異議申し立てはできないのです。しかし、最後に最終報告書に盛り込まれていなかったといった場合、今のこの案では門を閉ざしていますので異議申し立てができないわけです。つまり JICA が真摯に対応していると、実は異議申し立ては永遠にできないのです。最後に最終報告書の段階でそれが盛り込まれなかったということになって初めて、JICA はその協議に対して真摯な対応ではなかったということを申立人が言って異議申し立てをすることができる。

世界銀行の場合に、少なくともプロジェクトの融資が決まる前に行われる異議申し立てというのは、実は理事会の数日前にしかできないのです。理事会にこれが上がると決まったときにしかできないのです。それまでは、分かりましたと、ではプロジェクトを考えてみますというふうに世銀は対応するわけです。対応して、対応して、でも最後に理事会に上がってきたペーパーに実はそれが盛り込まれていないということが分かって初めて異議申し立てに移れるのです。

ですから、今の JICA の仕組みの中でいちばん考えなくてはいけないのは、ドラフト・ファイナルからファイナルに行くときに、どういうふうに意見がその中に入れられたか、あるいは入れられなかったのか。その部分について、このガイドラインに対して遵守したかどうかというチェックが、どうしても今のこの仕組みではできない。それは松本郁子さんが何度か言っていることだと思うのですが、そこに対しては一向にご説明がないと思うのです。

- **原科共同議長** はい、富本委員どうぞ。
- **富本** 私は、これは前回多少説明したつもりでいたのですが。まず、松本悟委員のご意見だと、JICA の開発調査とか無償の事前調査というのは、ファイナル・レポートの中にそういう異議が明確に盛り込まれていけばよろしいと。それ以後に生じた問題については異

議申し立ての対象にならないというご意見なのかどうかということを確認したいのです。

もし前者であれば、我々は、今度は JICA の事業のやり方の中で工夫することは幾らでもできる。それはドラフトのレポートからファイナル・レポートを最終的に作るまでの間、今は平均的に1か月から3か月ぐらい置いています。これはいかようにでも案件によって多少の調整をすることはできる。その間に、今おっしゃったような異議申し立てが頻繁に起こって、非常に重大な問題であるということが発見されて、異議申し立て審議役もそういったことを認めて提言するのであれば、これは我々としてもそういうものは十分時間を置いて再調査をしたりしてそこに盛り込むと。そして、これはこういうふうになりますよということを異議申し立てされたかたに確認をして、こういうふうになりますよというふうで最終報告書を作ることはいかようにもできる。

ですから、それは JICA の事業の範囲の中でできることでありまして、わざわざ各省を巻き込んだ国際的な約束の取り決めの形まで変える必要はないということです。前回もご紹介しましたが、何か月待たばいいのかというのはいろいろな案件によって違うでしょうけれども、その部分は我々としては確保したいということです。

もし後者の、ファイナル・レポートを、かりにご意見をいろいろ入れて、我々としてはガイドラインを遵守していいものを作ったと思ったにもかかわらず、それによって何か異議申し立てされた、しかもそれ以前に全く言わずに、できたあとに異議を言われてしまったのでは、いかんともしがたい、対応できないということです。それは前回までに申し上げました。それ以前のものについては工夫をしたいと考えています。ただ、どのように工夫をするかについてはまたご意見も承って、専門家の間でも議論したいのですが。

- **原科共同議長** はい、松本悟委員どうぞ。
- **松本悟委員** あくまで理想論からは外れますが、今の富本さんの整理でいけば、後者については、ある程度今ここで結論を出すことは難しいと私は思っています。本当は後者をやってほしいですが。しかし、これだけ時間をかけていて、JICA の側もそれだけこの案で来るということは、ここから後者の点まで引繰り返すというのはすごく難しい。これは始めて実際に運用する中で考えるしかないだろうと、個人的には私はそこは実はあきらめています。

ただ、前者については少なくとも仕組み上の欠陥だと思っているわけです。ドラフト・ファイナルからファイナルに行く段階でしっかりといろんな声を吸収して、ガイドラインを遵守したかどうかというところはチェックができないわけですから。今の富本さんのお話も、結局は JICA 職員を信用するしかないわけですね。つまりガイドラインの遵守というのは、基本的にガイドラインが守られないことがあるという前提で議論をするしかないわけであって、今の富本さんのご説明は、いや、ちゃんとしっかりそこを守るだけの期間を取りますというふうには私には聞こえるわけです。

- **原科共同議長** はい、富本委員。
- **富本** ごめんなさい。ちょっとご説明が不十分だったと思うのですが。まずドラフト・

ファイナルに来る前に、ガイドラインのプロセスでは少なくともその前に2回、そして最後の段階も3回ステークホルダー協議をするわけです。それから、情報も公開するわけです。それぞれのプロセスでの報告書も全部公開するわけです。それに対してまずご意見があると思いますし、異議申し立てもあると思います。それは、この期間では異議申し立て審議役にご意見を言っていただいかまわないのです。異議申し立て審議役も当然そのことを知っているわけです。ただ、最後の段階でやはりここでは問題があるということで修正してくれということも、異議申し立て審議役が受けている意見ですから、JICAだけの判断ではないのです。そこはお間違えにならないように。これはあくまでも第三者的中立的な立場の異議申し立て審議役が受けている意見ですから、JICAだけの判断とか、JICAだけがコントロールするというようなものではないのです。

- **原科共同議長** ファイナル・レポートをすぐに出すのではなくて、ある期間置いて、その間に異議申し立て期間ということで何か月か設定する。そのうえで、その間に異議が一切なければもうそれで出してしまおうと、そういうことですか。
- **富本** ですから、異議申し立て期間というのは、まず事前調査の報告書がアップされてから、期間としては、長い場合は2～3年ある場合もあります。その間に、先ほど申し上げました3回のステークホルダー協議をやり、いろいろな報告書を公開するわけです。その間にももちろん異議申し立てをしていただく。最後の段階でも、ドラフト・ファイナル・レポートを出して、そして通常であれば相手国政府のコメントを頂いてまとめるのです。特にいろいろなご意見があるようであればその期間を少し延ばしたりして、十分にご意見を承って、かりにその異議申し立ての内容が非常に妥当であれば、修正したり、再調査、追加調査をしたりして、その情報を付加し、提言を踏まえた表現を入れて最終報告書に持っていく。その持っていくときに、異議を申し立てたかたには、どういう対処をしたかということを報告するというプロセスを踏むということです。そこまで申し上げたので、JICAだけが何か決めて、異議を言ったけれども却下して勝手に変えたということではないのです。そういうプロセスは確保できるだろうと申し上げたのです。
- **原科共同議長** それでは順番に。松本悟委員。
- **松本悟委員** なるほどと思って伺いました。つまりそれは通常であればドラフト・ファイナルがあって、そこが最後の意見を言う場なわけですね。そこで言われた意見については、つまり通常のJICAのチームがファイナル・レポートにどう反映するかという議論をするのではなくて、その段階でのコメントというのは、事実上、異議申し立てのプロセスによってやっていただくと。結果的にその判断を待ったうえで、最終的に出るファイナルは、少なくとも遵守したものをファイナル・レポートにするというプロセスを踏むということですか。
- **富本** はい。ただし、例えば自分の意見を聞いてもらえなかったので、自分の住んでいるところが補償の対象外になってしまった。補償がもらえないではないか。そもそも調査のやり方がまずいのだとか、意見の聴取のしかたがまずいのだというような、要するに被害を受けるということが前提でなければいけないわけです。このプロセスに従って、自分

は当然のことながらこの沿線住民として補償を受ける権利があるはずなのに、たまたま調査では落とされているとか、あるいはステークホルダー協議には招待を受けなかったとか、意見を言わせてもらえなかったとか、意見を言ったのだけれども反映していないではないとか、そういうことです。結果として私は直接的に被害を受けるし、補償もしてもらえないということが明らかな場合です。

そういった場合には異議申し立てをしていただいて全くかまわない。それは我々としては、確かにガイドラインを遵守したプロセスがなかったからそういうことが起こってしまったということで、そこはもう一回やり直すということもありうると思います。そういうことを私は申し上げているのです。

- **原科共同議長** 田中研一委員。
- **田中研一委員** 実際にカテゴリAの案件では、審査会でそのあたりの議論をずっとしてくると思うのです。ですから、最終的にドラフト・ファイナル・レポートができて、通常だと2か月あるいは3か月で相手国政府にお渡しすることが多いわけですが、カテゴリAの案件でいろいろと問題がある場合には、審査会のほうでもこれはもう少し長く取りませんかという議論もあるかもしれません。最終的には、相手国政府がそれで受け取った段階でホームページ上に最終報告書を書けるということですので、それまでの間、異議申し立てをする時間はあると思っています。それは、この協力期間ということです。
- **原科共同議長** ホームページに載せたあとは、もう異議申し立ては受け付けないのでしょうか。載せたあとしばらく時間を取るのですか。今、富本さんがおっしゃったことは、それは異議申し立て審議役ではなくて審査会がやるのではないですか。審査会の役割だと思いますが。
- **不破** 富本さんが答えられればいいと思いますが、プロジェクトの実施中に異議申し立ても審議会もワークしている。異議申し立てという形で受け取られた意見は、基本的にはプロジェクトの中にフィードバックされて成果になっていくということを多分説明したと思うのです。協力事業の中に。

かつてそういうたぐいのことをやってきまして、その中で非常に学習をしています。ただ、我々は、それはものすごい労力と時間と、相手国の中での努力と、向こうのNGOや住民の中での努力が必要だということも知っています。

我々は、はっきり言ってカテゴリAの案件でこのプロセスを取るうえで、この時間と労力というものを覚悟していて、したがって、あまりたくさんは最初はできないなど。自分たちの学習も必要だし。けれども、その目的というのは、あくまで両方のシステム、審査会と異議申し立てというものが両方ワークしていて、最終的に協力事業の中でその成果を反映できるようにするというのです。ですから、恐らく調査の中身はがらっと変わってきますね。開発調査でいえば、多分この案件でやれば社会調査というのが最初にかなり分厚くされるのですが、それでステークホルダーとか権利関係とか、それから法的に表面に現れない権利関係も分析されているのですが、そういうことをやって実際の計画を作っていく。我々としてはそういう形を想定しているのです。ですから、はっきり言って、あ

まりできないなとみんな思っています。

もう一つ、被害、被害と言われるのですが、住民にとってはベネフィットがないのではないかと。このプロジェクトによってなぜうちにベネフィットがないのかという話のほうにむしろ多かったです。こういった話だと、被害というより、なぜここまでかんがい水路が伸びてこないのだとか、なぜ電線がここまで来ないのだとか、いろいろなコストを無視した議論とかいろいろあるのです。そういうものも含めての参加型アプローチみたいな、そういうスタイルに実は変わるのです。これは相当覚悟が必要なのですが、実際我々が現実想定している事業の流れというのは、そういうものなのです。

したがって、ドラフト・ファイナルが出されて2か月で我々はファイナル・レポートを作っていますが、恐らくそれまでの間に何度もそういう機会が訪れているわけですので、はっきり言ってこれの最後の段階はすごかったです。ものすごい論争。そういう議論が実際になされないと、実は結果にはなかなか移行しないのです。それを我々は覚悟してやっています、しかも異議申し立ての意見もその中で聞いて、反映するかどうか大きな論争があるのですが、そういうことをやっという話をしてしています。ですから、この制度をどううまく活用するか、JICAの能力をどのように作るかとか、そういう観点も含めた制度の議論をぜひして欲しいなというのが現場の意見です。多分そのことによって初めて、ガイドラインと異議申し立てが生きると思います。

そのことを反映するというやり方を取れば、あまり期間の問題について議論をするというのは、実は我々としては非常に悩ましいところです。この先は恐らくちょっと法的な話に移ると思います。その期間が終わってから、その責任を我々が認めていくというのはどういうことなのか。つまり社会に対して明確な失敗に関して認めるということで、恐らくその先は、我々の組織やトップの責任というところに3年間の業績評価の結果が生まれてきますので、もっと深刻な話をしなくてはならない。そういうことであろうということです。

ちょっと最後のほうは詳しく私は申し上げられませんが、法務的に正確なことが言えないので。

- **原科共同議長** 作本委員、どうぞ。
- **作本共同議長** 今ちょっとお話が出たのですが、私どものところも、やはりCがついて中期計画にそぐわないと、お取りつぶしということになるわけです。組織自体がそういうことになっている。ということで、やはり評価のことについては正しい評価を下すということもあるのですが、かなり慎重にならざるをえないということはいえます。

異議申し立て制度についての根本的な考え方が、人によって違うのです。松本さんの場合にはよく勉強されて、海外のことであれだけりっぱな本を出されているので、ご経験も知識も多いかと思うのですが、私自身、この異議申し立て制度、先ほどもここで聞きましたように、内部的な提言をする制度であると理解しております。こっちの文章のポイントと書かれているところを見ますと、理事長に報告すると出ていますが、これは完全に温度差があって、考え方が統一されていないということを出しているのではないかと思います。

います。

この異議制度はどう考えるのか。先ほど申し上げましたように内部的な制度にとどめるのか、あるいは裁判所みたいな一つの判断を、いわゆる公正で中立的というところまで期待しているのかということによって随分違ってくるのです。少なくとも今 JICA 側の考えていることは内部的な制度であって、その報告という、やはり事業が進んでいる期間中にどんどんフィードバックしたいということがあります。

二つめに、先ほどの C とか何かの、いわゆる事業評価そのものは別の仕組みがあるので。私どももありますが、事業全体で外部の委員会を作って、それでよくできたか、悪かったか、あるいは参加型か、透明性があるかというようなのはまた別にあるので、これはやはり評価のところはこの制度は入るべきではないという気がします。

そういうことを考えますと、この申し立ての内容というのはあくまでも審査役が行う仕事の内容、申し立てされた内容だけを審議するのであって、ガイドラインに当てはめてやるべきであって、それを越えて判断することは期待されていないと思いますが。先ほど最終報告書という言葉が出ましたが、私はイメージがわかりません。事業全体を総括するということは本来の責務ではないのではないかと。しかし、ここでも異議申し立て制度というのは、出された異議がガイドラインに照らしてどうかという、ある意味で消極的な判断を行うべきであって、最終報告書ということで事業自体がよかったかどうか総括するようなことはやってはいけないのだと考えます。

最終というのはまとめるということですから、それよりも個別化された異議申し立てをどうさばいていくか。その場でさばいていって、事業が進んでいる最中にこれをフィードバックさせるということがむしろ目的になるのではないかと感じます。そういう意味で異議申し立てがどこまで及ぶのかということは、ここに書かれていますが、出された申し立てに限定して、それをガイドラインという物差しに当てるとということが異議申し立ての役割であって、それを越えるかどうかということになってくると、この制度自体の枠組みを考え直さなければいけないということになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

- **原科共同議長** 今のご意見はいかがでしょうか。武井さん、どうぞ。
- **武井** まず、異議申し立て制度をどういう位置づけにするかという点につきましては、これは内部の機関だと。JICA が自らの業務運営を適切に実施するために、外部の意見を聞いて、自ら反省できるものは反省して改めるという趣旨の制度として考えています。ですから、おのずと業務運営のための自浄作用になるので、業務運営のためのいろいろな課題がある中の一つが、この環境ガイドラインの遵守を確保する、そのための手段が異議申し立て制度だと考えます。

作本委員がおっしゃった、最終報告書を見て評価するのはそもそも筋が違うのではないかと。この点につきましては、私の理解が正確かどうか分かりませんが、誤解されていらっしゃるのではないかと。開発調査の場合は最終報告書の作成自体が個別事業の目的になりますので、協力事業の中でガイドラインが遵守されたかどうかの判断は、恐らく、最終報告書を見ることによって明らかになるという趣旨で今まで議論が進んでいま

す。ですから、そこはおっしゃったように事業評価という性質ではなくて、最終報告書を見るということだと思われます。とりあえず私からは以上です。

○ **原科共同議長** 不破さん、どうぞ。

○ **不破** 各国の各機関のコンプライアンス・メカニズムがどういう性格なのかということは、いろいろと分析、勉強する価値があるだろうと思います。プロブレム・ソルビング、問題解決型なのか、単に遵守したかどうかをレビューすることに徹するか、なるべく組織自体から独立の、先ほど作本委員が言われたような外の裁判みたいなものと、それから、組織の中のあれによるか。そういう軸でいきますと、ADB だのワールドバンクだのの制度というのは、それぞれの性格を持っているなということがマッピングできるのだろうと思います。

JICA の場合は、相手国の政府だけではなくて、社会とかそういうもののキャパシティ・デベロップメントということをすごく目的にしますので、組織の目的と業務の性質自身が、学習アプローチみたいところがだいぶ多いですね。開発調査もだんだんそういう方向に、特にカテゴリ A の場合は行かざるをえないと思います。ということは、できるだけプロブレム・ソルビング型で組織の内部制度型というようなところに多分位置づけられるのだろう。

それに比べると、大きな金をどんと貸していく事業というものは、JICA が行っている事業とはやはり基本的に違っています。資金の支援によって相手がたの主権の中でそれを活用させるということなのでしょうけれども、こういう場合にはよりインパクトも大きく出てくるということもありますので、もっとコンプライアンスをレビューするといえますか、遵守したかどうかきちんと判定するとか、組織から中立的なところに置くとか、そういう性格になってくるのかなと、私は個人的にはそう思います。

JICA の場合は、やはり内部制度的であって、かつ問題解決型というところにこの制度を位置づけたほうがじっくりくるのではないかという意見を持っています。以上です。

○ **原科共同議長** ほかにご意見はありますか。吉田委員、どうぞ。

○ **吉田委員** 議論をずっと聞いていると、だれが主役なのか、もう一回原点に戻って考えたらいののかなという気がしました。やはり JICA はあくまでも相手国政府に対し、あるいは住民の人々に対する協力というもの、このベースを忘れない。何かすべて JICA がやっているような感じです。

その点に関して、例えば申立人の要件に対しては、いろいろな被害を受けたり発生するというのがあるのですが、「当該国の 2 人以上の住民によりなされる」と、なされるときはもう JICA に異議申し立てをするのですが、併せて、当該国の要請を出した実施機関に対して、同じように同時にやるべきであるということをごひ入れてほしいというのが議論を聞いていて感じたことです。

それは JICA が基本的には要請に基づいてやっていくということで、相手国のためにと、先ほど言われたキャパシティ・ビルディングはそこにあると思います。だから、やはり異議、あるいは問題を途上国、あるいはカウンターパート機関と共有するという、そこが非

常に大事だという気がしました。ぜひそこを検討していただきたいと思います。そうすると、多分ほかの機関とだいぶ違った、このフレーズが、世銀や ADB や JBIC と違う、まさに JICA の本来の目的である能力強化、制度強化という視点が出てくるのではないかと思います。

もう 1 点は、JICA の協力で出された報告書に対してそれで終わってしまうと、先ほどお二人の松本さんからもありましたが、どうしても危惧があると思います。報告書が終わったあとは独り歩きするという性格もあります。したがって、それに対して実際タイミング的にもじっくり読んでみようとか、逆に言うと、その報告書ができたあと、先ほど松本さんからあったように、下流の影響を受ける、当該国とは違った国の人たちもそれを読んでみて、これはだいぶ影響があるよとか。だいぶ時間がかからないとこういうことは分かってこないところがあるので、その辺はやはりただし書きで何か……。協力期間の終わったあと、調査レポートに対するいろいろなコメントや異議も多分あると思うのです。いろいろな見落としとか、遵守以外の、それが実際に実施された場合にはもっと違った影響があるような。そういうことを受け付ける……。私は最初から外でいいと感じています。切りがないという言い方をしたのですが、そこを何かちょっと入れておくと、かなりいいのではないかという気がしています。

それからついでに、この件に関して、今、日本で世銀から受けた愛知用水のプロジェクトがありまして、住民移転が 150 か所ぐらい、ダムで水没されたのです。当時、世銀はそういうガイドラインがなかったのです。日本はどう対応したかという、公団法を作るときに、国会の付帯議決で、各政党、全部の党が、移転の住民に対しては金の補償のみならず生活再建という視点からきちんとやれという、まさにオーナーシップが我々にあったのです。コンサルタントに対しても、非常に日本側は疑問を持ったのです。どういうことかという、我々が主体なのだから、おまえらはあくまでもアドバイザーだと、施工に関して監督の権利なんかないのだとか、そういうやり取りをしているのを今朝読んできました。そういう視点からいっても、JICA というのは相手の国のそういう力をつけるのだという視点にぜひ立ってほしい。そういうことで、申し立て要件の中にそういうことを入れたらどうかというアイデアに至りました。以上です。

○ **原科共同議長** どうもありがとうございました。ほかにありませんか。村山委員、どうぞ。

○ **村山委員** 先ほどから、異議申し立てに関しては、JICA の特性からして問題解決、あるいは協力事業の改善という意味合いがかなりあるというお話だと思います。

そういう意味では、10 番に挙がっている申立書の内容に関しては、もう少し幅広に広げるような仕組みのほうがいいのかなと、お話を聞いていて感じています。そもそも申立書が出てきて、それが取り上げるべきかどうかというのを判断するのは審議役なわけですから、どういった内容にしる、出てくるものは受け入れるということです。

先ほど松本悟委員が、協議を十分しなければ申し立てできないとおっしゃっていましたが、私はそうは思わなくて、その本人が協議をしたと感じれば申し立ては多分できるのだ

と思います。ただ、それを取り上げるかどうかというのは審議役の判断によるのだろう。そういう意味では、少し幅広に広げるような内容にしたうえで、審議役の判断でこれは申し立てとして取り上げるか、あるいは協力事業を改善する、問題解決をするために担当部に回すか、そういった判断が割と自由にできるような形のほうがいいのではないかと感じています。

そういう意味では、例えば（４）で、被害がないといけないというのは、私はちょっと引っかけはするのですが、かりにそれを受け入れたとしても、「重大な」という言葉をここで入れる必要があるかどうかということです。すでに判断の対象要件のところ「重大な」と入れているわけですから、これに関しては申し立てが重大かどうかという判断するよりは、審議役のほうで判断をしてもらおう。そうしないと、多少であれば被害があってもかまわないと考えているようにも見えてしまうのです。これはあまりよくないような気がしますので、例えば「重大な」という文言を外して、これに関しては審議役が判断をするとか。

それから、（６）で「不遵守と被害の因果関係」というものを求めています。これも果たして必要かどうかちょっと疑問に感じます。これも「不遵守の事実」という（５）があつて、（４）で「被害」というのが挙がっていますので、これに関して４の対象案件で因果関係を求めていますから、これも審議役のほうで判断をしてもらって、もし因果関係があるようであれば申し立てとして取り上げる。申し立て、地域の素人の住民のかたにここまで求めるのが本当にいいのかどうかということです。ちょっとそのあたりが気になりましたので、検討いただけるかどうか分かりませんが、意見としてお話をさせていただきました。

- **原科共同議長** はい、ありがとうございました。どうでしょうか。
- **富本** 吉田先生のご意見は非常に貴重なご意見だと思いますし、承りまして、どのようにこれを工夫するかということになると思います。ちょっと先走りますが、期間の議論というのは、協力期間と考えてもいいのか、そのうえでただし書きを入れる、それは意見として JICA の通常のルートで受けるという形でのよろしいのかどうかということが程度確認できれば、その先の議論はある程度検討していただくことも可能かと思うのですが、どこまで整理したらよいか。

それから、村山先生のご意見については、このあとまた具体的な議論をさせていただきたいと思いますが、基本的には JBIC のガイドラインをまねしている部分もありますので、JBIC との調整も必要かなと思っています。まず、期間、吉田先生の意見では 7 番、8 番あたりが、ある程度見通しが見えるのかどうかということにもよるのですが。あるいはこれをまたさらに続けていく必要があるのかどうかにもよるのですが。

- **原科共同議長** ほぼ予定時間の半分ぐらいまでまいりましたので、ちょっとブレイクしたいと思います。8 番をずっとやっていると際限がないと思いますので、ある程度整理したうえで・・・。ちょっと一区切りつけましょうか。

ブレイクのあとは 9 番以降、よろしくお願ひします。今、吉田先生がおっしゃった、私

もやはりこのガイドラインの外のことが、これを読んだ人がどうなるのか心配があると思います。そんな感じがしました。

それでは、後半は9番から行きます。よろしいですか。4時5分から再開ということで、10分間休憩します。

休憩

- **原科共同議長** それでは、時間が4時5分を過ぎましたので再開いたします。
9番から行きますが、その前に、川村委員からのメモが出ていますので、これをどういたしましょう。これはどのような扱いにしましょうか。次回ご出席ならば次回でもいいですが、今日ちょっと簡単に説明していただいて、目を通しておきましょうか。
- **上條** これは皆さんのほうにも行っている内容だと思うのですが、事務局のほうもメールで頂いているだけでして、これとって詳しい説明は特に受けていないので、私もあまり説明できる立場ではないのです。
- **原科共同議長** では、事務局としてもちょっと難しいと。NGOの皆さんで、何かこの川村委員の意見に対して説明ないしコメントを頂けますか。特にありませんか。どうでしょう。石田委員から。
- **石田共同議長** 具体的には聞いていないので、もしあれでしたら、また次回のときか、あるいは次回承って私が説明させていただきます。
- **原科共同議長** では、この件に関しては特によろしいですか。何かありましたらコメントを頂きたいと思いますが、よろしければ次回。
それでは、9番以降です。できたら今日は最後までひととおりとやりたいと思います。9番、手続きに関しましては、全体が決まれば中身はおのずと決まってくる感じがしますから、ざっと見ていただいて、10番「申立書の内容」、これは先ほど村山委員からご指摘がありました。9番、10番あたりをちょっと……。松本悟委員、どうぞ。
- **松本悟委員** 先ほどの村山委員のご意見は私も賛成で、もし問題解決的な要素を重視するのであれば、やはりハードルはあまりぎちぎちやらないほうがいいというのはそのとおりだと思いますので、そこはトレードオフの関係にあると思います。
それ以外にこの(5)ですが、移送は、私は申立者の了解は必ず必要だと思います。申立者の了解なしに審議役が自分で適当と判断して移送するというのはまずいのではないかと思います。あくまで申立者が了解した場合、移送する。了解しない場合は、やはり異議申し立ての所定の手続きを踏むべきだと思います。
- **原科共同議長** 9の(5)ですね。
- **松本悟委員** 9の(5)です。9の(5)に移送のことが書かれていますが、申立者の了解を得たうえで移送することができると思えるべきだと思います。
- **原科共同議長** 申立者の了解。この点はいかがでしょうか。事務局、あるいは富本委員、どちらかお願いします。

- **上條** 今の松本さんのご意見に対しては、まだコメントは今できないのですが、ご意見を承るということで。
- **原科共同議長** そうですね。では次回また。ほかにご意見はありますでしょうか。
- **富本** もう一度確認しますが、松本悟委員のご提案、あるいは村山先生のご提案は、10の(4)のほうですか。
- **原科共同議長** 松本悟委員は9の(5)、移送の手續きに対して申立者の了解を得る必要があるということです。
- **富本** はい。それから、その前におっしゃった「重大な」というところの・・・。
- **原科共同議長** 村山委員のほうは、次のページの10番の(4)です。「重大な」というのは要らない。「生じた具体的被害」ということで、重大かどうかはむしろ審議役に判断してもらったほうがいいのではないかと。それから、もう一つ(6)の因果関係に関して、あまりこれをきつく言う必要はないと。
- **富本** 分かりました。これも持ち帰って検討させていただきますが、先ほど申しましたようにJBICを一応参考に作っていますので、こちらのほうでの議論を踏まえたうえで。
- **原科共同議長** 先ほどJBICとJICAは違っておっしゃったから、むしろそういうところを変えたほうがいいのではないかと思います。
- **富本** それも確かに不破さんから話がありましたので、JICAの特色を生かしたものができるのかどうかということも含めて。
- **原科共同議長** 建設的な方向になるように考えていただきたいと思います。
- **松本悟委員** いいですか。
- **原科共同議長** 松本悟委員、どうぞ。
- **松本悟委員** 9の(5)については、JBICを参考にされたとおっしゃっていますが、基本的に、異議申し立ての期間中の場合は移送ということにはならないのではないですか。JBICは。ですから、異議申し立て期間を離れたときには移送というのはJBICは書いてありますが、異議申し立て期間中の移送中というのは基本的にはJBICはないと思います。そこはJBICを参考にされると言ったのですが、もう一度見ていただければと思います。
- **富本** すみません。私が申し上げたのは10のほうです。9のほうについてはJBICのガイドラインを必ずしもリファアしたわけではありませんが、10のほうについては、ほぼJBICのガイドラインに準拠しているのではないかと考えています。一つ一つ、まだ対照はしていませんが・・・。

私の意見をちょっと訂正します。10のところについて、JICAがJBICの異議申立書の内容について、申立人の氏名、住所・連絡先、異議を申し立てる対象の案件、申し立てに対して生じた重大なる具体的被害、または将来発生する相当程度の蓋然性のある重大な被害、申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実、ガイドライン不遵守と被害の因果関係、申立人が期待する解決策、ちょっと文言は違いますが、JICA担当部署との協議の事実、代理人を介して申し立てを行う場合うんぬん。この9項目についてはほぼJBICのものをリファアしているという意味です。

- **原科共同議長** はい。では、ほかに今の9番、10番で。作本委員どうぞ。
- **作本共同議長** 前回は質問したのですが、10番のところで、申立人自身が直接的な被害を受けた場合だけではなくて、後段と重なるのか分かりませんが、例えば生態系の被害、あるいは自然環境の被害があるような場合にも、申し立ての範囲を拡大しておいたほうがいいのではないかと思います。
その意味では、先ほどの定義ともかかわるのですが、身体的な影響を受けるような被害者というのでしょうか、そういう人たちだけに限るのかどうかという、この申立人の範囲ともかかわりますので、私としては自然生態系についても申し立てるように余地を残しておいてあげたほうがいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** 今のご意見に対して何かありますでしょうか。個人的被害以外、自然生態系が随分議論になっていますが。上條さん。
- **上條** これは冒頭にちょっとご説明させていただいたことと繰り返しになるのですが、この2週間ぐらいの間に内部で検討した範囲では、もちろん生態系が非常に大きな悪い影響が起きるということは絶対に避けなければいけないことだとは思っていますが、そういうことはこのガイドラインの中で、もちろん自然環境という分野も必要な場合、影響がある場合はミティゲーションの計画案を作って、もちろん環境社会配慮を反映させた計画作成をするわけです。
ただ、この異議申し立てをした場合に、影響を受ける住民のかたがいない、申し立てるようなかたが特になく、しかし自然環境だけに何か悪い影響が起きるということを想定した場合に、もちろんだれかが、例えば景観上の理由だとか、自分のところの生活環境が悪くなるだとか、将来観光みたいなことも考えると社会経済上の影響があるのだとご判断されれば、それはもちろん異議申し立てとしてなるとは思うのです。しかし、そういう悪い影響があると判断するかたが特になければ、だからといって自然環境を壊していいというわけではないのですが、自然環境のみへの影響ということで異議申し立てとして扱えるかと考えますと、それは扱えないのではないかと考えたのですが。
- **原科共同議長** いかがでしょう。これはちょっと議論があると思います。はい、作本さん。
- **作本共同議長** 奄美の黒ウサギではないけれども、やはりこれは多少入れておくべきであって、そうでないと JICA の環境ガイドラインを作った非人的な被害の部分がそっくり抜け落ちてしまう。これは要件にかかわるとも大事なところだと思うのです。例えば NGO は自分たちの利益ではないが、目の前の生態系、あるいは湿地がだめになるというときに、訴えられるように用意しておく必要があると思うので、身体的な被害に限るべきではないと思うのですが。いかがでしょうか。
- **原科共同議長** 私もそんな感じがします。持続可能な開発というキーワードから考えても、特定の個人というより、生態系の開発の可能性が基本ですから、これは扱うことになっています。富本委員どうぞ。
- **富本** 実は私もそれに近いのですが、内部では私はかかわりがなかったのです。ただ、そ

れによっていろいろな具体的な被害ないしは・・・、例えば研究者がある生物多様性を保護したいのだけれども、それがああるプロジェクトによって非常に被害を被るというようなことについて、研究者自身がそれを自分の被害と見るのか、あるいは生態系の被害と見るのか、両方の立場があると思うのです。精神的な被害を受けるかもしれないし、いろいろな立場もあります。それから、だれも今のところ被害と感ないけれども、実は地球にとっては非常に大きな被害だったということもあるのかもしれないので、ちょっと幅を持たせていただくということ。

ただし、何らかの被害というのは残したいと思うのですが、その被害の範囲がどういうものかということを考えなければいけないかなと思っています。自然環境に対する影響というような、影響というものはどこに被害があるのかなというのがあって、今は一応主に住民になっているのですが、そこをどうとらえるかという議論だと思うのですね。

ですから、影響というのか、被害というのか、被害がある程度具体的に把握できれば被害として異議を申し立てていただいかまわらないと思うのです。ただ、マイナスの影響であるというだけでいいのかなというのが、今、我々としてもよく分からないところです。これは日本ではどういうふう判断されているか。いろいろあると思うのですが、そもそも日本にはそういう異議申し立てる制度がまだないというお話だったので、それ以外で何か意見を受け付けたりすることがあるのかどうか。例えば環境省のほうでどういうふうそれを扱っていらっしゃるのかということとの関係で、判断できたらと思うのです。別のかたにお聞きしたのですが。

- **田中聡志委員** 環境アセスメントの関係で言えば、環境アセスメントが具体的に訴訟手続きに乗ってくることはあるとすると、具体的な開発手続きのさまざまな行政手続きの契機をとらえて、これに対する取り消し訴訟、あるいはその前の不服審査という形で提起されるのではないかなと思うのです。そうだとすると、行政不服審査法上の申し立ての要件、あるいは行政事件訴訟法上の取り消し訴訟の原告適格といったものに大きく左右されるので、そういう法的な議論をすると、現時点においては極めて厳格な考え方が取られているのではないかと想定するのです。私自身はあまり最近よく勉強していないので、最近判例とか取り扱いの流れがどうなっているのかということをよく勉強してみないと、明確な判断を下すことはできないと思うのです。しかし、ここで議論していることは、少なくともそういった堅い手続きではないので、できるだけ幅広く、少なくとも意見をすくい上げるとい方向でご議論いただくほうが建設的ではないのかなと、限定的な情報に立って言えばそういうことだと思います。

それから、先ほど松本さんの意見にあった「移送」という言葉は、私は非常に奇異な印象を持っています。それはどちらかということ、例えば所管ではないので所管のところに移すとか、そういうイメージが非常に強いので、今拝見しているようなプロセスの中での言葉としてはちょっとふさわしくないのではないかなという印象を受けました。

- **原科共同議長** 「移送」ではなくて、どういう表現がいいですか。
- **田中聡志委員** 例えば何か、簡単に言うと、伝えるとか、意見を求めるとか、そういう

意味合いの言葉のほうがいいのではないかと思います。

- **原科共同議長** 「伝達」とか。その辺はいかがでしょうか。
- **富本** この部分は確かに JBIC のほうをリファーしているわけではないので、内部で検討しますが、どういう表現ぶりがいいのかというのは、ちょっと今すぐ回答できません。
それから、もし日本の国内でそうであるとすれば、ここはやはり「被害」という言葉は残していただかないと、濫用と言ってはちょっと恐縮なのですが、もともとガイドラインの思想としては、作本委員もおっしゃるとおり、そういった生態系についての配慮ということも含まれると思うのです。しかし、異議申し立てに限定しますと、限定するということをお申し上げると、いろいろとまた語弊もある、反論もあるかもしれませんが、異議申し立てということになりますと、これは JICA の責任、JICA のガイドライン遵守・不遵守の問題、そこに対する住民の直接的な被害、蓋然性の高い被害ということがある程度明らかにならないといけないのではないかと思います。
ですから、「影響」としてしまふとかなり幅が広がってしまうのではないかと思いますので、まだ「被害」という範囲でこれをどうとらえるかということをお考えたいのですが、今のところはちょっとお申し上げられません。
- **原科共同議長** 作本委員どうぞ。
- **作本共同議長** 今のお話なのですが、10 の（4）ですが、「人に対して生じた重大な具体的被害」、これは先ほど村山先生からご指摘があったとおり、「重大な」というのはおかしいですね。ちょっとけがをしたか、たくさんけがをしたかという違いになりますから、この「重大な」というのはやはりおかしいので、「被害」という言葉を残すならば「具体的被害」ということで残すようにしまして。
もう一つ、例えば自然保護などを主張する NGO がある場合には、恐らくこれとセットにした問題として提出する可能性があるかもしれないし、あるいはアセスで見落としているということがあるかもしれません。そういうことで、ここにこそ「重大な環境影響があった場合」ということで使えば、恐らく自然生態系のことをアセスでもすでにそういうふうクリアされているなら問題ないと。それを越える見落としがここで上がってくればいいことではないかと思います。
- **原科共同議長** 「具体的被害」もしくは「重大な環境影響」とか、そんな表現ですね。今の日本の原告適格に関しては、相当今、司法改革のほうで議論をやっています。先ほどおっしゃったように、従来は厳格だったので、それはあまりよくないということで相当強い意見が出ていました。この前そういうのが公示されたと思うのです。ですから、原告適格で、日本国内でもそういうふうに変化するか分かりますが、そういう議論は随分ありますから、その辺を考えると、今おっしゃったように積極的、建設的なほうがいいと思います。だから、「具体的被害」もしくは「重大な環境影響」くらいのことを出していただいていいのではないのでしょうか。
- **富本** その場合、なぜ日本に異議申し立て制度ができないのでしょうか。行政不服申立審査という制度があることは知っているのですが、それで準用しているのでしょうか。そ

れとも、全くまた別のものとして異議申し立て制度というものを作る必要があるのでしょうか。そこもまずお聞きしたい点です。

それから、JICA、JBIC もそうなのですが、日本国内ではなくて、協力している第三国、要するに外国からの意見も承るということになってはいますが、これは国内でもかなり特殊な状況に置かれているのではないかと思います。もちろん幾つかの法律は、外国での犯罪についても、その法律を適用するということがあります。しかし、特に環境問題について JICA と JBIC という特殊性のために日本国民、あるいは日本に在住しているかた以外からも異議を申し立てられるということについては、ぜひごしんしゃくいただいたうえで、なぜ日本国内ではそういう異議申し立て制度ができないのか、あるいは作ろうとしているのかどうかという点だけお聞きしたいのですが。議論はそこまで至っていないのでしょうか。

- **原科共同議長** いろいろな力関係というか、要するに行政の力が大変強いから、行政はあまりそういうことをしたくないということだと思います。行政の人がそういうルールを作るわけですから、なかなかできない。けれども、社会一般では別の声があるわけです。それから、外国の視点で見ると、アメリカとかヨーロッパに比べると日本の制度は、原告適格性に関しては非常に厳格です。やり過ぎだとよく言われます。ですから、むしろ海外の人から見るとどうかなということもあるかもしれません。どうぞ、作本委員。
- **作本共同議長** 今の奄美の黒ウサギではないですが、中身に入る前に、むしろ原告適格ということで入り口のところで裁いてしまうと。実質的な自然を今本当に守る必要があるかどうかということは、これはむしろ社会一般の意識とか何かで判断することにするといった立場、そういうところではないかと思えます。
- **原科共同議長** ほかにご意見はありますか。上條さん、どうぞ。
- **上條** 自然環境の影響のところなのですが、もしそういうものを受けるとしたら、現地の住民のかたがどう思っているのか。そのあたりを全然確認しないでというか、確認ができないわけですが。どこか環境の NGO のかたがもしそういうことを言ってきたとしたら。けれども現地の住民のかたは何と思っているのかということは全く知りえなくて、審議役のかたは判断しなければいけないのだらうと思うのです。

ただ、前提として私どもは A、B、C に分けて、本当に自然環境が大きいようなものであれば A になって、審査会の中でも自然環境を見るかたがいろいろと意見をつけていたりしながら調査を進めるのだと思うのです。もちろん自然環境をきちんとやらなければいけないということは大前提なのです。しかし、私の疑問は、もし異議申し立ての中で自然環境への影響というものも受け付けるという前提だったとすると、例えば住民のかたにしてみたら、いや、私はまた違うのだという意見も出てきてしまったり、いろいろと処理するというのでしょうか、ハンドリングするのがすごく難しい気がするのです。結局また、もう一回ステークホルダー・ミーティングを現地でやらなければいけないとか、そんなことになってしまう。そういうことをしないと解決できないのではないかという気がするのです。
- **原科共同議長** 作本委員、どうぞ。

○ **作本共同議長** おっしゃるとおりですけれども、ただ、この前の段階でアセスをやるわけです。ですから、通常自然生態系や自然環境もひととおり、TOR その他でもって議論されているはずなのです。ですから、ここで自然生態系といっても、先ほど言ったように、明らかな見落としがあった、あるいは天然記念物がいたとか、レッドデータではないですが、そんなときだけしかこれが上がってくることはないと思います。先ほどの住民移転の場合は、住民移転が新たに生じて、その人たちはもともと対象になっていなかったということで上がってくる可能性があると思います。しかし、自然生態系の場合は、アセスでほとんどあらかじめ調査されているので、むしろそこからこぼれた場合、あるいは天然記念物が偶然出てしまったような、そういう例外的な場合だけここで吸い上げられる。あるいは先ほどの住民移転とセットになってごちゃごちゃの問題になっているようなときに、それをサポートする理由で使われるというような場合にこれが上がってくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○ **富本** よろしいですか。

○ **原科共同議長** はい、どうぞ。

○ **富本** 「重大な環境影響」というよりも、むしろ「具体的な被害」というふうに落とし込んだほうが分かりやすいだろうというのが上條氏の意見だし、私の意見なのです。そこに住んでいる人でないと分からないわけです。具体的にどういうふうに森が破壊されたとか、それによって自分たちの生活が影響されるとか、これまで取れていた食物が取れないとか。非常に直接的ではありますが。それ以上に広い範囲の生態や環境に対する影響となりますと、これはどういう人がそれを具体的に見ているのかなということを考えますと、現場にいる大学の研究者とか、あるいはそれを非常に広い範囲から守っているような NGO のかたがたです。そのかたがたが言うときに、具体的な被害ということよりも、影響があるよということを我々に言うてくるのではないかと。それは十分アセスのところで、今おっしゃったように、スクリーニングできるのではないかと思います。

異議申し立てとなってくると、どういう内容なのかというのがちょっと分からない。それも確かに異議だとはいえますし、あるいは一種の意見なのかもしれません。どうなのでしょう。そのこのところの区分がつかないために、我々としてはできるだけ「被害」という言葉にしたいのです。もちろんそこに根づいて 10 年、20 年研究されているかたは、希少な動物については一切手をつけてはいけないというようなことをおっしゃっている。もしそういうことであれば、これはそういうところでプロジェクトはできないわけですから、そういう前提としてそれはないだろうと考えています。もしそういうことまで想定されているのなら、かなり議論は複雑になってくるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。もちろんそういうものも防ぎたいわけですから。

○ **原科共同議長** 私の少しの経験によりますと、実際にそういう意見はパブリック・コメントで毎回頂いて、いろいろな見方とか考え方を伺いますね。一応そういう報告書が出て先に進む途中の段階で、コメントで来なかったものが発見されることはまます。愛知万博のアセスがまさにその典型なのです。愛知万博は本当に準備書が終わって、もう一

応でき上がって、次は評価書だというところでオオタカの営巣が発見されたのです。まさにこれは見落とししたのです。そういうことはありえまして、自然のことは分からないことが多いのですから。だから今、作本委員がおっしゃったことは、私はやはり対応する仕組みを作っておいたほうが良いように思います。あの時のプロセスに与えた影響は本当に大きく、それで随分と計画が変わりました。

○ **富本** もう少し我々も議論が必要かとは思ってしまして、JICA の中でもいろいろな議論があるでしょうし、基本的にこれはもちろん JICA だけではなくて、関係機関の一応意見を聞いたうえでの一つの結論なのですが、もう少し議論を深めたいと思います。その結果どのように修正されるか、あるいは全く修正されないかもしれませんが、次回にお話ししたいと思います。そういうことで、申し訳ありません。

○ **原科共同議長** 持続可能な開発というコンセプトは基本だと思いますから、それからいったら今、作本委員がおっしゃったことは大事なところだと思います。

○ **富本** ただ、具体的な事例として我々としては考えたいと思っして、いろいろなケースに諮って、要するにスムーズにいい協力ができるかどうかという観点からちょっと見たいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ **原科共同議長** ほかにご意見はありませんか。

○ **松本悟委員** 9、10 ですか。全部ですか。

○ **原科共同議長** では、9、10 で特になければ先にまいりましょう。11 番、12 番、「報告、提言に基づく対処」「情報公開」。ここはまとめてやりましょうか。大して項目はありませんから。それでは、11 以降も全部セットでやります。松本悟委員、どうぞ。

○ **松本悟委員** まず、12 の「情報公開」です。(1) の最後のところに「それぞれ速やかに」と書いてありますが、これは何のあと速やかなのかが分からないのです。普通、速やかであれば「何々後、速やかに」かなと思ったのですが。そこが 1 点、質問です。

それから、「ウェブサイト上」とありますが、当該国 JICA 事務所も当然公開するべきではないかと思っします。それから、公開は何語でやるのか書かれていないのですが、英語なのか、場合によっては現地の公用語でも受け付けていますが、これは一体何語で公開するのかというところなんです。

それと、(2) のところの公開も、やはり「および現地 JICA 事務所」というのを入れたほうが良いと思っします。

それから、(3) に「連絡先をウェブサイトに公開し、その存在が広く認知されるよう努力しなければならない」と書いてありますが、これだと連絡先をウェブサイトに公開することが手段として唯一明記されていることだと読み取れるので、ここは「ウェブサイトに公開するなどして」という形で、ほかの方法も当然考えなければいけませんよということを書いたほうが良いと思っします。

まだたくさんあります。あとは 15 ですね。

○ **原科共同議長** では、12 番の「情報公開」で一区切りつけましょう。では、今のご意見に対してどうでしょう。なるべく積極的な情報公開になるようにしてほしいということだ

と思いますが。一つは、現地の JICA 事務所を使う。その前に「速やかに」の定義がない。上條さん、お願いします。

- **上條** 12 番の「情報公開」の（1）で言いたかったことは、一つ一つの異議申し立てがあったときに、審議役のかたがそれに対して調査なり検討をして、結果が出たときには速やかにウェブサイトでその結果を公開するということです。

言語は、当然英語は必要だと思っていますが、現地の公用語までどうするかということはまだ考えていません。ただ、公用語で受けるというふうにはしていますので、公用語しか分からない申立者のかたがいることを想定すれば、ウェブサイトでの公開でその公用語までやるかどうかというのは分かりませんが、その異議申し立てのあったかたに報告するという意味では、そのかた用には公用語は必要だと思います。ただ、ウェブサイト上で公用語まで載せるかどうかはまだ決めていません。ただ、英語は載せなければいけないと思っています。もしかしたら英語だけになるかもしれません。まだこれは分かりません。日本語と英語になるのだと思いますが、日本語も必要ないようなものであれば英語だけになるかもしれません。わざわざ日本語で作る必要がないものであれば。ただ、両方の言語が必要であれば両方の言語になると思うのですが。英語は基本なので、英語は必ず作ります。ただ、もしわざわざ和文を作る必要のないようなものであれば和文は省略するものもあるかもしれません。

- **原科共同議長** あと現地事務所。
- **上條** 現地事務所は、当該事務所でも公開する必要はあると思います。
- **原科共同議長** それから、（3）の「ウェブサイトに公開し」という限定的な表現ですが、「ウェブサイトに公開するなどして」みたいな表現のほうがよろしいのではないかというご意見ですが。
- **上條** はい。もちろんそれは別の方法が具体的に幾つかあれば、そのような表現にしたいと思います。
- **原科共同議長** はい。その点はいいと思います。ただ、言語だけは英語のベースになるだろうというご回答です。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。
- **松本悟委員** そうすると、当然不開示情報についてチェックはするけれども、基本的には受理後速やかに出てくるという理解でいいと、今の上條さんのお話を聞いて思ったのですが、確認です。それと、申し立ての内容についてどうするのかということが書かれていなかったですね。書かれていましたか。申し立ての内容は公開されるのですか。ここには入っていないのですが。
- **原科共同議長** 申立者の意見書が申し立ての内容ではないかという声が挙がっていますが。
- **松本悟委員** 申立者の意見書が申し立ての内容ですか。つまり世界銀行の場合はそのまま出さないとすよね。インスペクション・パネルのところを書き直すのです。そして公開するのです。それは不開示情報のこともあるし、書きぶりとかもあるので、それを直したりするのです。もしここで書いてある申立者の意見書というのが申立書の内容とイコール

なら、そのまま出ると理解することになるのですが、そこはどうなのでしょう。

- **上條** これは、現時点での考えですが、申立書の内容をそのまま公開してしまうかどうかというのは、審議役のかたの報告によると思います。ここで書いている申立人の意見というのは、申立書のことでなくて、審議役のかたが出した結論に対して、申立人のかたがもしまた意見を言うということがあれば、それを載せるようにしようということなのです。ですから、最初に申立人のかたが作る申立書をそのまま載せてしまうということは、ここではちょっと想定していません。ただ、審議役のかたがその審議役の報告の中で、載せるのだという判断をもしされるのであれば、きっと報告の中の一部として載ってしまうのだらうとは思いますが、申立書をそのまま載せるとは、この 11 の（1）では想定していません。
- **松本悟委員** そうすると、その申し立てがあった事実、それからその申立書に書かれている内容については、審議役が何かの判断をするまでは、というか、審議役の報告書が出るまでは公開されないということなのでしょう。
- **上條** 今はそのように想定しています。審議役のかたが結論を出すまでは一つ一つの案件の情報は外に出ないということを想定しています。審議役のかたが結論を出すまでは出ないという想定なのです。遵守・不遵守の判断も含めて、審議役のかたが判断して、その結果を出すという想定なのです。ですから、この 9 の異議申し立ての手続きがひととおり終わって、理事長に報告していただくのだと思うのですが、その段階で、その段階のものを情報公開するという想定なのです。審議役のかたが一つの異議申し立てに対しての作業が終わったという時点で、一連のものを出すという想定です。
- **富本** その前に、手続き開始は 3 か月以内にしなければならないという話がありますよね。その手続きがどのぐらいかかるかにもよるのですが、そんな長い間全く外部に出さないということは、もしそれが正当な申し立てであって、それに対する審議役が適切な提言をしたということであれば、3 か月以内に理事長に報告するということから、そこから速やかにということであれば……。確かに申し立てをしたその日に、あるいは直後に内容は公表されないかもしれませんが、少なくとも申し立ての手続きの期間を考えれば、そんな長い間外に出ないことはないと思います。

それからもう一つは、人権の配慮ということも含めて、内容をそのまま出してしまうことがいいのかどうか。プロジェクトが特定されたり、その地域住民が特定されたりしたことがマイナスの影響がないようにということもあると思います。そういったことを含めて異議申し立て審議役がご判断されて、それに基づいて公開されるということではないかと思えます。
- **原科共同議長** いかがですか。松本悟委員。
- **松本悟委員** 実際、JBIC のときも議論があったのですが、情報公開のタイミングは比較的細かく決めていったほうが良いと思います。つまり最初に受理した、受け取った段階があります。それから、そのあと相当程度の合理性が認められる場合の手続き開始、イコール、そうでない場合の却下の決定。そういうプロセスがありますよね。そして、手続きが

開始されて3か月以内に最終報告書が出て、その報告書の内容、それに対する申立者の意見というふうに、出てくる文書は特定できる。かなりさらっとプロセスに沿って出てくるのです。それぞれがそのまますぐに出すのか、出さないのかという一覧表にして情報公開をやっていたほうが、実はとても分かりやすいと思います。

そうすると、例えば今のところで明確になっていないのは、受理直後には申し立て内容は公開しないけれども、1か月たって合理性の判断をしたときにはどうなのでしょうかと。却下した場合はどうなのですか。そのまま調査を始めた場合はどうなのですか。調査が終わった段階は、報告が出た段階ですぐですか。それは即書いてありますね。そここのところは書いてある。そういうものを一覧の表にさせていただいて情報公開のタイミングを書いていただけるとすっきりするのです。そんなに面倒なことではないと思います。

- **原科共同議長** そうですね。具体的な段取りを考えれば出てきますね。
- **富本** 検討させていただきます。我々はこの記述だけで十分だと思っております。そこまで細かく記載する必要があるかどうか。それから、受理直後に公開するかどうかという問題は、やはりある程度審議役としての判断がないといけないと思うのです。それはやはり全くまともではないような異議だった場合には却下するということもあるかもしれません。
- **原科共同議長** 手続き開始とか、却下とか、判定した段階ぐらいは公表した・・・、却下・・・。
- **富本** 判断がないといけないと思います。何でもかんでも、出たときすぐ公開するのかわという問題はありますので、ある程度一つの判断が必要かと思っております。今のご提案はそれも含めて検討させていただきます。
- **松本悟委員** ちょっとだけ補足で。特に合理性を見認めた場合、却下した場合というところ、今、原科先生がおっしゃったように、実は今後申し立てを考えている人にとっても重要な材料なのです。世界銀行などを見ているとそこを丁寧に書いてあるのは、これぐらいいと事前に協議があったとは認められないのだとか、いろいろ分かることがあります。そういう意味では、それを公開するというのは別の効果もあるので、そのくらいの段階からは公開していただきたいと思います。
- **原科共同議長** 検討してください。
- **富本** 検討します。
- **原科共同議長** ほかにありますでしょうか。どうぞ、松本郁子さん。
- **松本郁子委員** 今の要項案で15番までになっているのですが、5月13日に私が提出したコメントの中で、最後に異議申し立て制度の見直し要項を追加してほしいという要望を入れさせていただいているのです。この見直しをガイドラインの見直しに併せて実施して、見直しについてはそれまでに蓄積された利用者および審議役からの意見・評価に基づき検討を行うという文書の提案を出させていただいておりますので、ぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。
- **原科共同議長** この前の議論では、そのようになりそうな・・・。

○ **上條** この文書、松本さんからそのように頂いているのは承知しているのですが、ひととおり意見・評価が出てから、書き直すときに検討しようとは思っていたのです。もちろん一回作ったらもう絶対見直ししないということはありません。これは僕の個人的意見ですが、ガイドラインの見直しの際には、果たして本当にこれでよかったのかどうかというところは見直す必要はあると思います。

○ **原科共同議長** そうですね。ちょっとペンディングがあった項目もありますので、やはり現在段階である判断をして、将来的に直す可能性は考えてもらわないといけないと思います。松本悟委員、どうぞ。

○ **松本悟委員** 先に行かせていただいて、15番の事務局を置く話です。これは以前議論になったかと思いますが、「事業部、あるいは環境社会配慮審査室から独立した事務局を置く」と明記しておいたほうが良いと思います。

それから、今の松本郁子さんと同じで、ここまでに書かれていないことで気になっているところが二つあります。一つは、理事長への提言をしますが、その実施状況のモニタリングが、これは世界銀行やJBICのときにもちょっと議論になったのですが、やはり異議申し立て審議役の一つの役割ではないか。つまり提言をするまでですから、その提言がどのぐらい実施されているのかのモニタリングをするということも、審議役の一つの役割ではないかと私は考えます。

それから、2点めは、調査員の雇用についてどう考えるかということです。審議役自体がすべて調査、つまり被害が起きるであろうかどうかという妥当性の調査、それから因果関係の調査とか、対応策に対する提言。これは審議役が全部1人でやるのか、あるいは調査員というのを雇用してやっていいのかということもだいぶ違うかと思いますが。実際にほかのインスペクション、あるいはJBICの例でいくと、そういう調査員を雇用することを認めているわけなので、それについては明記しておいたほうが良いのではないかと思います。以上3点です。

○ **原科共同議長** 今の3点はいかがでしょう。最初の点はもう確認したことだと思いますが。

○ **富本** 体制の問題なのですが、確かに独立して、あるいは中立的なというか、しかし、これはJICAの内部ですから、また全く外部に作るつもりはないので。

○ **原科共同議長** 事業部および環境社会配慮・・・。

○ **富本** それで、実際にどのくらいあるかということも含めて、恒常的にそういう部局を設ける必要があるかなということは、ちょっと内部的にも検討しなくてはならないことです。確かにJBICさんはそういうものを組織としてしっかりお持ちなのですが、現実的にどれぐらいの異議申し立てがあるかということについては別の議論があると思いますし、ちょっとこれは検討させていただいて・・・。

JICAも独立行政法人になったあと、組織の効率化、スリム化が求められています。完全に定員を作って配置できるかどうかというのは、全体のマネジメントの関係もありますので、慎重に検討しなければならないと思っています。これにつきましては、例えば兼務と

いうこともありうるかもしれませんが。その場合でも独立性なり中立性は確保できるような工夫はしたいと思っておりますが、部、あるいは課を設けて、今はチームと言っていますが、そういうことができるかどうかについては、慎重に検討させていただきたいと思っております。

それから、調査員。この異議申し立て制度の中には、必要に応じて現地で調査をするということがあります。これもどういう形で雇用するのか、あるいはいろいろな他の便法を通じて現地調査ができるような形を確保するのかというのは、調査員というのも一つのご提案かと思っておりますが、しっかり検討したいと思っております。一応現地調査を行うということは書いていますので、これに対する必要な措置はもちろん講じる必要はあると思っております。

- **原科共同議長** あと、提言がどのようにされたのか、モニタリングを・・・。
- **富本** モニタリングについては、一応どういう文言にするか、どこに入れるかということはありません。モニタリングは必要だと思っておりますし、報告書もある程度作るということでありましょうから、そういったところにもその結果を盛り込むということになるかと思っております。以上です。
- **原科共同議長** ほかにありますか。作本委員、どうぞ。
- **作本共同議長** あまり大きいことではなく、字句にかかわることです。13 なのですが、「抑圧」というのは分かるのですが、「申し立てにより不利益が生じないように人権に配慮する」ということぐらいでいいのではないかと思うのです。「抑圧」というのは、どうも政治的なことがすぐ私は思い浮かぶものですから。
あと、14 番ですが、後段のほうの「異議申し立ては純粋かつ」というのは、やはりよく分からないので、「純粋かつ」というのは必要ないのではないかと思います。その代わり、「手続きの目的に沿って適切になされたものであるか」というところは、英語で ‘check’ というのはおかしいですから、「審査する」というぐらいの表現のほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
- **原科共同議長** 今の2点はいかがでしょう。まず「抑圧が生じないように」という表現は「不利益が生じないように」と。
- **富本** 今のご意見を踏まえて、どういう用語が適切なのかは検討させていただきます。それから、「純粋」という言葉を入れた理由なのですが、要するに純粋である必要があるのでと思うのです。
- **原科共同議長** 「手続きの目的に沿って」だけでもいいかもしれません。趣旨、目的、このあたりで・・・。
- **富本** 何か、これ入れた理由というのは？
- **上條** すぐにはちょっと思い出せないのですが、濫用されたら困るということを書いたかったのです。
- **富本** 主にはそういうことだと思います。いわゆる合理性とか、どこかに書いてあったと思っておりますが、まさに当然の理由があつて、合理的な理由があつて、被害があるというあたりをちゃんと見せていただければ、それはそれとして目的に沿ったものとして見ますということでありましょうけれども。ここも、「純粋」という用語を入れた理由も含めて確

認したうえで、次回、その対処について、ちょっと慎重ですが、回答させていただきたいと思えます。

- **原科共同議長** よろしいですか。ほかにありますでしょうか。特にないようでしたら・・・。
- **富本** 1点だけ確認したいのですが。先ほどの期間のところについて、しつこいようですが。ある程度私どもの申し上げたことがご理解いただけたのだろうかという感じですが、ブレイク中に原科先生からもご指導いただきましたので、それも含めて一つの解決方法といえますか、合意が頂けるような方向にしたいと思っています。これは次回提案ということになると思いますが、それによってある程度この問題が解決されれば、速やかに体制を確保したいと考えていますので、こういう理解でよろしいでしょうか。
- **原科共同議長** それでは、次回7月1日ですね。そのときに、今日いろいろ残ったものに対応してください。
- **上條** 1日には、ある程度ひととおりのご意見が出たということで、あと川村さんのこの紙も出たということで、それをもとにうちのほうでちょっと書き換えてみます。トータルで書き直してみても、それをまた見ていただくことにします。
- **原科共同議長** 次回は、また手を加えたものを出していただきます。よろしいでしょうか。

それから、2番めの今日の議題です。「環境社会配慮審査会選考委員会の設置について」ということです。これにつきまして・・・。前田さん、どうぞ。

- **松本隆平委員（代理前田）** 農水省の松本の代理で来ています前田です。先ほどカテゴリAの案件で、特にドラフト・ファイナルからファイナル・レポートにする過程において、異議申し立ての制度を使って最終的にファイナル・レポートに意見を反映しますという趣旨でお話をされていたと思えます。そうしますと確認なのですが、ステークホルダー協議をした後に、異議申し立ての制度を使ってもう一回意見を確認するという2段階を踏むイメージになるのでしょうか。
- **上條** もしかしたら、ちょっとまだ共通の理解になっていないのかもしれないのですが。先ほど次長が言ったのは、ドラフト・ファイナルからファイナルの間で非常に慎重に対応すると、そこはステークホルダー協議をやりましたと、それでその意見を反映しましたと、それで終わりとはしないということを伝えたかったわけですね。異議申し立てというのは、協力期間であればどこでもやっていただいていた方がいいわけですね、それは別段ファイナルよりもっと前の段階でやっていただいてももちろんかまいません。

ですから、ドラフト・ファイナル段階で、先ほども何人かのご指摘がありましたが、ファイナル・レポートが反映されたかどうか分からないではないかという心配があると。そういう心配があるのであれば異議申し立てしてくださいと。ドラフト・ファイナルからファイナル・レポートの間の段階で、ステークホルダーのミーティングで意見は言ったけれども、まだドラフト・ファイナルのレポートに自分の意見が反映されていなかったと。そのあと関係する部署の人、または JICA の在外事務所の人間と話をしてみた。それでも何かちょっとちがいがあかなそうだと判断するのであれば、そのファイナル・レポートを見て

確認してから議論しても間に合わないので、そのかたの判断で異議申し立てしてくださいということだったと私は理解します。

ですから、そういう異議申し立てをされれば、もちろンドラフト・ファイナルからファイナル・レポートの間の期間を少し延ばしてしまう。延ばさざるをえないと思うのですが。その結論が出るまではファイナル・レポートを作れませんので。そういう趣旨だったと思います。

- **富本** それで、いわゆるステークホルダー協議をしているいろいろなご意見が出たときに、それに対して JICA がどういう見解を持っているかということを表示するような仕組みを考えたいと思っています。
- **原科共同議長** ですから、ファイナル・レポートでおしまいになったというのではなくて、ファイナル・レポートをどのように作るかという見解書みたいなものですね。そのファイナル・レポートの中身のものがないと、その段階ではレビューを出せないのですね。
- **富本** 一つの提案として、今、原科先生からご指導いただいたそういう仕組みが一つ入れば、そのあと異議申し立てをしていただいて、ファイナル・レポートをまとめる間にそういうものを言うていただくチャンスがあるのではないかとということです。
- **松本隆平委員（代理前田）** ありがとうございます。そうしますと次回の7月1日のときに、こんな感じにしますというご提案をされるということですか。
- **富本** はい。これは、原科先生から今日頂いたご指導なので、それをひとつ踏まえて JICA 内部で検討したうえで、7月1日にご提案したいと思います。そのとおりになるのかどうかというのは、ちょっと検討させていただきたいと思います。一つの重要なご示唆だと思います。
- **原科共同議長** ほかによろしいですか。それでは、2番めの案件「環境配慮審査会選考委員会の設置」です。これはおおむね5名ぐらいという議論をしていたと思いますが、ちょっとお考えをお願いします。
- **上條** 皆様に以前ご案内のように、今、JICA のホームページで審査会の委員の公募をかけています。そこで、あと1か月ぐらいたら応募されたかたから候補者が決まって、そのかたになっていただくかどうかということを決めなければいけません。以前、JICA からご説明もさせていただきましたが、私どもとしましては、このフォローアップ委員会にご参加の委員のかたがたをベースに選考委員会というものを作りまして、その選考委員会を7月の下旬ぐらいに開きまして、候補者のかたを見ていただいて、どのかたに審査会の委員になっていただいたらいいかということを決めたいと思っています。

その選考委員会につきまして、今日は特にまだ何も要旨は作っていないのですが、私どもの考えとしましては、このフォローアップ委員会の大学のグループのかたとか、NGO のグループのかたとか、あとは民間のグループのかたとか、JICA から1名。あとは、まだ全然ご相談もしていないのですが、省庁の中からもどなたか出ていただいて、1人ずつとしてトータル5名ぐらいの選考委員会を作ります。そこに候補者のかたの情報を提供して選考するというふうに進めたいと思っています。ですから、今言いました各グループの中

でどなたかが、この選考委員会の候補者になっていただけたらと。そして、メンバーを決めていただきましたら、次回の第 11 回フォローアップ委員会の場合でも、その選考委員会のメンバーを決めさせていただけたら、と思っています。以上です。

- **富本** 一つ付け加えますと、今すでに審査会の公募をかけていまして、何人か申し込んでいただいているかたはいらっしゃいます。もしこのフォローアップ委員会の中から審査会のほうに立候補されたいというかたがいらっしゃれば、そのかたは当然のことながら選考委員会のメンバーにはなれないという趣旨です。そういうことをちょっとご検討いただきたいと思います。私としては、この中のメンバーからもぜひ審査会のほうに出ていただきたいかたは何人かいらっしゃるのですが、そういうことで、選ばれるかたと選ぶ人は当然別のかたというのは言わずもがなです。一応ご説明しておきます。以上です。
- **原科共同議長** それはグループごとに相談する場を持たなければいけない。
- **上條** そうですね。もしよかったら、今日終わったあとにでもちょっとご相談いただけたらいちばんありがたいのですけれども。
- **原科共同議長** なかなか難しいですね。では終わってからちょっと相談いたしましょう。それでは、3番め、「次回以降の委員会の開催」。第 11 回は7月1日。これは木曜日ですか。
- **上條** そうです。すみません。木曜日になります。
- **原科共同議長** 火曜日になっています。木曜日に変えてください。それから、そのあと少し時間が空きますが、7月下旬に第 12 回を開きたいということですので、これは日程調整を。
- **上條** 第 12 回のほうなのですが、7月の最後の週を今考えていまして、今日お集まりの皆様のご都合のいいところで開きたいと思っています。一応三つ候補がありまして、ご都合の悪いところが今の時点で分かれば教えていただきたいのですが。最初は7月 27 日火曜日の午後なのですが、ここでご都合の悪いかたはいらっしゃいますでしょうか。今はとりあえずいらっしゃらないですか。
- **原科共同議長** 大丈夫ですか。では決まりです。
- **上條** それでいいですか。
- **原科共同議長** あと 28 は？
- **上條** 28 日の午後。それも特にいらっしゃらない。29 日は午前なのですが、皆さんご都合いいですか。もしご都合がよければ 27 日の火曜日に。場所は、27 日の火曜日だと JICA の本部でやれるので、事務局としてはやりやすいのですが。
- **原科共同議長** 時間はどうなりますか。
- **上條** 27 日の火曜日であれば、午後 2 時半からでよろしいでしょうか。
- **原科共同議長** 終わりは何時ですか。
- **上條** また 3 時間の予定でよろしいでしょうか。
- **原科共同議長** では同じということ。
- **上條** では 27 日火曜日の 2 時半から 5 時半で、場所は JICA の 11 階の C と D の CD 会議

D室です。11CDで。

- **原科共同議長** 新宿ですね。
- **上條** はい。JICAの本部です。何度か来ていただいていると思いますが、11階のCD会議室です。CとDです。またご案内いたします。
- **原科共同議長** はい。では、次回は7月27日午後2時半から5時半までです。場所は新宿です。

一応今日はこれで予定は終わったのでしょうか。それでは、これでこの会は閉めさせていただきます。それでは速やかにグループごとに選考委員会を……。では終わります。どうもありがとうございました。